

JASと食品表示

巻頭インタビュー

JAS室の印象について

～進藤室長「事業者の方など省外とのやりとりが多い」

三浦課長補佐「魚があったり、肉があったり幅広い仕事」～



●消費者庁 令和5年度食品表示懇談会(第4回)

今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性がまとまる
～次年度は、2つの分科会からスタート予定～

●消費者庁

分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会(第3回)

日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性
中間取りまとめ

●業界の動向

SDGsと有機農業ビジネスの未来



農水省JAS室だより



どんとこい有機



おどろ木 桃ノ木 山椒の木



4月

2024

演習で学ぶ

食品表示セミナー

(2日間)

- **新しい原料原産地表示制度**に対応
- **演習**を通じて必要な知識を身に付ける**少人数制**セミナー
- 表示の作成や点検に携わる方、表示検定の受験を考えている方、表示ルールの説明だけでは物足りない方にお勧め

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産、国産、デンマーク産）、豚脂肪、たん白加水分解物…
内 容 量	150 g
賞味期限	01.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製 造 者	〇〇株式会社 東京都△△-△△



▲セミナーの様子

受講生の声

- ・実践的に表示の作成をすることができ、よかったです。(男性)
- ・質問にも丁寧にご回答いただき、食品表示について理解を深めることができました。(女性)

アンケートより

日時 (第 1 回)

2024 年 5 月 9 (木)、10 日 (金)

会場

ジェフィック
(一財) 日本食品検査 (J F I C)

東京都大田区平和島 4-1-23 JS プログレビル 3 階

受講料金 (税込)

49,200 円 一般

46,700 円 JAS 協会員

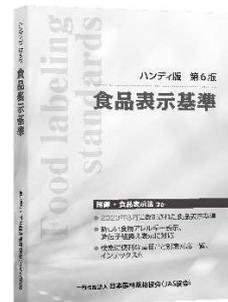
本セミナーでは、資料として JAS 協会が発行する「ハンディ版 食品表示基準」(以下「ハンディ版」という。)を使用します。

※「ハンディ版」を既にお持ちの方は、セミナーにご持参いただくことにより、書籍購入費を差し引いた下記の金額で受講いただけます。

46,000 円 一般 (書籍持参)

44,000 円 JAS 協会員 (〃)

※本セミナーの受講生には、「ハンディ版」を定価 3,500 円のところ、
3,200 円 一般
2,700 円 JAS 協会員
にて販売します。



▲ 2024 年 2 月発刊
改訂第 6 版

修了証書
発行します

協力

一般財団法人 日本食品検査

主催

一般社団法人 日本農林規格協会
(JAS 協会)

TEL 03-3249-7120

<http://www.jasnet.or.jp/>

目次

	官報情報
1	●インタビュー JAS 室の印象について ～進藤室長「事業者の方など省外とのやりとりが多い」 三浦課長補佐「魚があったり、肉があったり幅広い仕事」～ 農林水産省 新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室 室長 進藤 友寛 国際班 課長補佐 三浦 寛子 〈聞き手〉 JAS協会 専務理事 島崎 真人
6	●どんとこい有機 天地有機・望気観天 ～顧客と一緒に作り上げる「有機農業」～
10	●おどろ木 桃ノ木 山椒の木 鈴工 CLT R&D ラボによる 欧州木造建築・木材利用ツアーについて
16	ちょっとひとやすみ 今月のおすすめ
17	●農水省JAS室だより 林産物 JAS 製品の表示について ～ ジャスマル君・ジャスマロ君に聞いてみた ～
21	●消費者庁 令和5年度食品表示懇談会(第4回) 今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性がまとまる ～次年度は、2つの分科会からスタート予定～
26	●消費者庁 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会(第2回) “包装前面栄養表示”の「任意表示」に支持多数 ～食塩相当量は別扱いにすべきとの意見も～
30	●消費者庁 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会(第3回) 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性 中間取りまとめ
34	●業界の動向 SDGsと有機農業ビジネスの未来 公益社団法人 日本技術士会 登録 食品産業関連技術懇話会 会員 AGURI DESIGN COMPANY 株式会社 代表取締役 / 技術士(農業部門 農芸化学)/IPEA 国際エンジニア /APEC エンジニア(Bio) 山下 雄

官報情報

下記の件について、官報に掲載されましたのでお知らせします。

なお、直近 30 日間分の官報は、独立行政法人国立印刷局が提供しているインターネット版「官報」でご覧いただけます。（<http://kanpou.npb.go.jp/>）

〔告 示〕

- 障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格の一部を改正する件（令和 6 年 3 月 19 日農林水産省告示第 559 号）
- 障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同第 560 号）
- 障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同第 561 号）
- 障害者が生産行程に携わった食品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同第 562 号）

環境にやさしい オーガニック食材を食卓へ

JAS協会では、
「毎月8日は 有機の日」
キャンペーンに取り組んで
います。
詳細はJAS協会HPを
参照してください。

毎月8日は
オーガニック
の日!!

2050年までに
耕地の25%を有機へ

「みどりの食料システム戦略」（農水省）より

JAS 室の印象について

進藤室長「事業者の方など省外とのやりとりが多い」

三浦課長補佐「魚があつたり、肉があつたり幅広い仕事」

農林水産省 新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室

室長 進藤 友寛 氏、国際班 課長補佐 三浦 寛子 氏（文中、敬称略）

〔聞き手 JAS 協会専務理事 島崎 真人〕



▲ 農林水産省 進藤室長（左）と三浦課長補佐（右）

農林水産省 新事業・食品産業部食品製造課 基準認証室（以下、JAS 室）に進藤室長と国際班 三浦課長補佐が着任されたのは、昨年7月のこと。それから約9か月を経た現在、JAS 室での仕事、新たな JAS 制度施行後の実施状況の検証、JAS の普及などのお話を伺いました。

JAS 室に着任するまでの仕事について

島崎 これまで農林水産省等でどのようなお仕事に従事されてきましたか。

進藤 農林水産省で採用され、経営局と林野庁に長く在籍しました。経営局では特に農協関係、林野庁では法律関係に従事しました。農林

水産省以外では、内閣府で働く機会が多く、消費者庁設立準備室に在籍して、そのまま消費者庁にも出向しました。そのほか、東日本大震災の復興に当たる復興庁に在籍した経験もあります。

島崎 幅広いご活躍に驚きます。2009（平成21）年の消費者庁の立ち上げに尽力されたのですね。

進藤 食品表示の偽装やその他の消費者事故などを背景に、これからの消費者行政をどうしていくのかという状況のなか設立準備室にいたので、法律を作る最初の段階から省庁が設立され業務を開始する段階まで携わりました。

島崎 JAS 法の一部が消費者庁に移管されることになりましたので、JAS 関係者の関心も非常に高かったと記憶しています。

三浦さんは、JAS 室に来るまで、どのようなお仕事をされていたか。

三浦 採用後、総合食料局の流通課で、食品アクセス問題の調査や移動販売車の導入支援の補助事業に携わりました。その後、外食・食文化課の食品ロス・リサイクル対策室で食品ロスの削減や食品リサイクルの推進に関する

仕事等を担当しました。

島崎 現在国際班でご活躍の三浦さんは、海外にお住いの経験もあると伺ったことがありますが、どちらにいらしたのですか。

三浦 JAS 室に異動になる前の3年間は、家族の仕事の都合でニュージーランドに滞在していました。

島崎 進藤室長と三浦課長補佐はお二人とも去年の7月にJAS室にいらっしゃいましたが、他の部署と比べてJAS室にどのような感想をお持ちでしょうか。

進藤 もともと総務課での勤務が長かったので、仕事の付き合いは省内や霞が関の中だけだったのですが、JAS室では事業者の方など省外の方とのやり取りがほとんどで、非常に外との繋がりが多いという印象を持ちました。また、JAS室職員は、FAMICや民間企業からの出向者などが多いため、同じ農林水産省の中でも他とは違う印象を持ちました。

三浦 進藤室長と同じように雰囲気の違いを感じたほか、仕事の幅がとても広いとも感じました。規格と認証という土台はありますが、そこに乗るものは魚であったり、野菜や肉だったりする。例えば魚の会議の後に畜産関係者に会うなど、横断的な仕事だと感じます。

島崎 JASは世の中の移り変わりと共に制度が変わってきており、それに従事する人も世の中をしっかりと見て、留まることなく変化していくことが求められる仕事だと感じます。

進藤 2018(平成30)年のJAS法改正の際、私はこの改正を複層的にチェックするための審査を担当しており、まさか後に当該改正の執



▲ 農林水産省 進藤室長

行に携わるとは思っていませんでした。改正当時は、特色JASなど今後の活用の幅が広がることについて具体的なイメージが持てないでしたが、今回着任して、出来上がった規格を見て、こういう形で実現していくのだと感動しました。一方で、規格は増えたものの丸JASと違って広がり十分ではないと感じているところ です。

島崎 丸JASが制定された当時は、JAS品を扱う小売店をJAS協力店として組織し、協力店の看板を提供するなど、農林水産省の直接的な支援がありました。今は、JASの活用に関係者が自ら取り組む時代になったので、良い意味では自由であり、悪い意味では黙っているとなかなか広がらない状況にあります。私たちJAS協会も関係者と協力して自らが工夫して世の中にアピールすることが必要だと考えています。

「こういう規格があると 商品を選びやすい」

島崎 JAS調査会において、新たなJAS制定に当たっては、規格の需要や制定による効果等を十分に検討する意向が示されましたが、どのようなことをするお考えでしょうか。

進藤 JAS法には消費者の選択に資する目

的があるので、規格の対象が拡大され、次々と JAS が制定される流れではあったのですが、規格としてきちんと認知してもらい活用していただくのが制度の在り方だと思います。生産する側からの「こういう規格があったらよいのではないか」という視点だけではなく、消費者の「こういう規格があると商品を選びやすい」という視点も大切です。方向転換するというわけではなく、供給する側と需要する側の双方でマッチする規格を増やしていき、目に触れる機会が増えてくると JAS の普及にも繋がってくるのではないかと思います。

島崎 規格制定に際して、例えば消費者意向調査をするなど新たなステップが必要になるのでしょうか。

進藤 そういうことではありません。もともと JAS には制定の基準というものがあり、その中で「特定者間のみで生産又は取引されることが想定されるものに係るものでないこと」という規定があります。そこをきちんと確認していくという意味合いです。

消費者に マークを認識してもらえるように

島崎 JAS の普及啓発についてどのようにお考えですか。

三浦 消費者に JAS マークそのものを覚えて認識してもらう必要があると感じます。特に新しい特色 JAS マークについては、マークが持つ意味や、どういう規格があるかということについて、私自身も JAS 室に着任するまではきちんと分かっていなかった部分もあります。一方で、「この商品はどのような商品なのか？」ということを気にしながら買い物をしている方はいらっしゃいますので、マークの意味とその



▲ 農林水産省 三浦課長補佐

内容が分かれば、マークを手掛かりに買い物をしていただける方が増えるのではないかと考えています。

島崎 毎年、農林水産省の「消費者の部屋」で約1週間の JAS 展示が行われています。周囲から、「ほとんど省内の職員しか見に来ないのではないか？」と言われたことがあるのですが、農林水産省の建物内にはかなりの人数が働いていて、その一人ひとりが消費者であり、職員には家族がいて、友達がいます。そう考えると、消費者の部屋での展示はやはり大切な普及活動なのだと思います。

進藤 農林水産省の職員が制度を正しく理解することは大切なことであり、JAS を説明できる者を増やすため、職員に JAS 展示を見てもらう機会は重要です。今年も消費者の部屋での展示を行いたいと考えており、JAS 協会をはじめ登録認証機関や企業の皆様にご協力いただきたいと思っています。

島崎 新しい JAS 制度のもと、農林水産省や FAMILIC による規格制定のサポートを受けて多くの JAS が制定されています。一方で、一部の規格の管理主体からは見直しに係る負担感も挙げられています。

進藤 従来の規格見直しは国主導で行われており、その中で業界団体を通じて自分たちの意見を伝えて反映してきましたが、2018（平成30）年の JAS 法改正に伴い、管理主体を中心とする見直しの議論が行われています。初回ということで、どうやって関係者を集めて見直しの検討会を主催したらいいのか、手探り状態であったことが一番の苦労だったのだらうと認識しています。見直しが一巡したことで今後はそういった声も減ってくるのではないかと期待しています。



▲ お二人に質問する JAS 協会 島崎専務

島崎 管理主体を民間が担当することはとても重要なことだと思いますが、いかがでしょうか。

進藤 その通りです。規格を今後、より良いものにしていくため、また、現実に合ったものにしていくために、農林水産省も関係者のニーズを聞いていくのですが、90 を超える規格があると、私たちだけでは十分に目が行き届かなくなります。現場で事業者と向き合う方は、日々の声を聴く中でそれを反映したことが消費者にどう伝わるのかを一番斟酌できる方だと思っています。その内容をきちんと規格に反映することが今後の活用にも繋がってきます。多少負担は感じていらっしゃるかと思うのですが、それによって得られる効果が十分ありま

すのでご理解いただきたいと思います。

ASEAN 地域の大学生に JAS をアピール

島崎 海外での JAS 制度の認知度の向上や JAS 制度自体の国際評価の向上により、輸出の増加を期待する声があります。計画又は予定されている取り組みがありましたらご紹介ください。

三浦 JAS 制度を輸出促進に結び付けていくためには、海外の方にも JAS マークについて知っていただくことが重要です。最終的には海外の消費者の方にも理解していただきたいですが、まずは ASEAN 地域の農業系のトップクラスの大学の学生を対象に、JAS 制度の規格内容のきめ細かさや認証システムの確かさについて知ってもらうこと。そして、JAS を学んだ学生が食品産業界に就職した際に、日本の JAS を意識しながら日本食材を取り扱っていただくことが、第一歩として非常に重要だと考えて取り組んでいます。

島崎 いまご紹介いただいたのは、ASEAN 地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業として今年度（令和6年度）も計画されている内容ですね。

三浦 同事業を行う傍ら、もう少し取組の幅を広げていきたいと個人的には思っています。今、多くの海外からの観光客が来日し日本の食を楽しんでいるので、そういった方々に JAS マークを少しでも知ってもらうことで、自国に戻ってからも、JAS マークを目印に日本で親しんだものと同様の品質の醤油や味噌などの食材を手にとっていただきたいと思います。

島崎 現在、JAS は品質の規格だけではなく、



※イオン九州株式会社様



※関門食品株式会社様

▲ 昨年の JAS 普及推進月間にスーパー等小売店で掲示されたポスターやポップの様子 ※：写真提供者

JAS 協会連絡協議会（R6.1.22）における農林水産省資料より

生産行程や流通行程を保証する JAS、試験方法の JAS などいろいろな製品や場面で用いられるようになりましたが、JAS について簡潔に説明することが難しいと感じます。何か良いアイデアはないでしょうか。

三浦 11 月の JAS 普及推進月間では、スーパー等小売店に掲示していただくポスターやポップを作成して提供しました。小売店から農林水産省に出向している職員の意見を参考に、掲示物にはマークとその意味する内容を簡単に書こうということになり、「品質の信頼の丸 JAS」「環境にやさしい有機 JAS」「ちょっと他とは違う特色 JAS」ということで、3つのマークを紹介するポスターを作成しました。

島崎 私たちはつい、A4 サイズの掲示物を作りがちですが、今回作られた掲示物は、店頭に掲示しやすい小さいサイズのものまでご用意されていましたね。

三浦 店頭で表示される値札の幅に合わせた方が掲示してもらいやすいなど、関係者にアドバイスを頂きながら作成できました。

島崎 今後の普及啓発に際して、私たち JAS 協会も積極的に協力していきたいと考えています。弊会に何かリクエストはありますか。

進藤 JAS 協会の会員を通じた働きかけが非常に重要だと思っています。JAS 協会の会員は、登録認証機関、規格の管理団体、認証事業者など様々であり、消費者へのアプローチもできるし、認証事業者へのアプローチもできます。規格を正しく認知してもらい、そこに信頼を持って選んでもらうことは重要だと考えていますので、会員事業者を通じた PR もお願いしたいです。

消費者の信頼は、生産者の適切な工程管理によって成り立っている部分もあります。消費者及び生産者の両方に働きかけができるのが JAS 協会だと思っていますので、今後もご尽力いただきたいというのが私たちの思いです。

島崎 会員の皆様と手を携えて、消費者に選ばれた JAS を目指して認知度向上に努めたいと思います。今日はありがとうございました。



天地有機・望気観天

～顧客と一緒に作り上げる「有機農業」～

どんどこい有機



グリーンリーフ株式会社 代表取締役 澤浦 彰治

有機認証はスタートライン

農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を打ち出し有機農業への関心が高まってきた。その内容は農業の未来を明確に描いたとても画期的な法案で私も高く評価をしている。しかし、長く有機農業をしてきた私からすると半面、「顧客を見ないまま生産をする」既存農業の延長では有機市場を荒らすだけになるのではないかと心配になる。

日本農林規格による有機（オーガニック）認証は「農薬を使用せず、化学肥料を使わないで一定期間管理をした農地で生産した農産物」で完結するが、有機農業で経営を確立させるには認証取得はスタートラインに立っただけにすぎず、その上で「顧客のニーズ」とそれに合わせた栽培と加工の在り方がとても重要であり、単純に有機認証を取得したから経営が良くなるという事ではない。

コロナ前に有機白滝の営業で海外の有機農業や、様々な視察研修で有機農家と触れる機会がとても多かった。その中でいつも感じていたことは、海外の有機農家には必ず「顧客」がいたという事である。どんな小さな家族経営農家でも「自分の農産物を購入してくれる顧客」がいる事と日本の有機農業を築き上げてきた有機生産者とは近いものがあつた。この事からも顧客と一緒に作り上げてきたのが「有機農業」であると思っている。なので、「有機がこれから売れるから」という一般的な統計や観念的な

とらえ方で、単純に生産のみの農業経営の在り方では何も変わらないと思っている。

わが社の有機農業への取り組み



▲ 有機こんにゃく製品

平成初期にコンニャクイモの製品加工を始めて間もなく有機農業に取り組み、2000（平成12）年に有機 JAS 法が施行されて初めて有機こんにゃくを生協さんと協力して開発、製造発売した。その後、様々な有機こんにゃくを生協さんや高品質スーパーさんなどと一緒に開発し、更にブルーベリーや有機ブロッコリー、有機トマト、有機カボチャなどまで生産を広げ、現在70 ha近い有機農産物の作付けをしている。こんにゃくに関しては日本の有機こんにゃくや有機白滝の約7割を生産加工するようになっている。

私が有機農業を始めたのは昭和から平成に

変わった頃だった。こんにゃく芋の相場が暴落して家族経営だった農業が行き詰まってしまい廃業状態になった。そういった中でこんにゃくの加工を始めてその販売のためお客様に直に触れるようになると、それまで市場や農協から聞いていた「消費者ニーズ」とは全く違った消費者ニーズに出会った。当時市場から聞いていたのは「消費者は綺麗で、形が整って、規格が揃っているLサイズのもの」であり、そのような綺麗な農産物を栽培するように努力していた。しかし実際に食べる人に会ってみるとそのように言う人とは出会わなかった。どの人も「安全で、美味しく、誰が作ったか分かって安心できる農産物」と言うのであった。その中で出会った消費者団体の方から「農薬を使用しないこんにゃくが欲しい」という要望を受けたのである。当時、コンニャクイモで有機栽培は不可能とされていたが、その要望に応えようと様々な工夫をしてチャレンジした。そうして有機コンニャクイモが生まれた。その後も、連作障害を避けるためと、顧客からのニーズに応えるために有機コマツナや有機ハウレンソウの栽培を始め、それらを原料に、当時有機食品をメニューに取り入れた居酒屋チェーンからの要望で有機冷凍加工を始めた。さらに、有機冷凍ブルーベリーを5年越しで圃場とその苗を育ててやっと収穫できるようになり、有機ブロッコリーは最初から加工向けに栽培をした。現在も有機南高梅を育成中であり、有機山椒は7年越しで昨年からようやく収穫ができるようになった。

これらは、すべて顧客からの要望で栽培をしてそれを商品化してお客様に卸すようになった。その事で経営的に成り立つようになったのである。そう考えると、有機でなくても「顧客」がいればどのような農業でも成り立つと言える。私も経験があるが有機栽培であっても顧客がいなければ売れない。直近では昨年栽培した有機パパイアなどは顧客がいらない中で見込生

産をして見事に売り先が無く大量廃棄をした。

こうした経験から、単純に「有機農業」を生産ベースだけで行うのはとても危険だと思う。また「有機農業」というと崇高な理念を持って農業参入してくる人が多くいたが、その人たちの多くが、顧客を創ることができずに廃業している。また、応援する親類縁者がいても生産ができずに廃業していった人も多く見てきた。

海外の有機農家と日本の違い

有機食品が普及している海外に行ってみて、日本の有機農業や有機農家との大きな違いはその多くが加工原料として生産しているという事だった。青果で販売するのももちろんあるが、視察に行ったノルウェーの有機農家は、驚くことに元パイロットだったがそれを止めて家族で有機農業をしていた。その農家は有機小麦を生産してそれを粉にしてパンを焼いて地域のお店に卸して生活をしていた。また、イタリアの有機畜産農家では女性一人でヤギを飼いそれから絞ったヤギ乳でチーズを作り販売していた。ドイツではリンゴ農家がリンゴジュースを絞ったり、パイを焼いたりしているところもあった。またドイツのタイフーンという豆腐メーカーは有機豆腐をEU全土に販売していて、そこで使用する食材はすべて有機原料であり、地元の農家で生産されたものを使用していた。さらに驚くことにその創業社長は豆腐作りを日本にいた時に身に着けたと言っていた。アメリカでも有機生産した野菜をお店で並べられるようにパッケージに詰めて出荷するのが普通だが、カット野菜にしてお店に卸している農場もある。その規模は当時の1ドル110円のレートで50億円を超えていた。また、カリフォルニアのCSA農家に行ったとき、その起源が日本の生協が行った農家との「提携」だったこともその創始者から聞いた。

日本国内にある情報だけではこれらのこと

は全く見えてこない。やはり行ってみて分かったことで、有機農業と有機食品加工をセットで取り組んでいる農場が多かった。また、加工までしなくても、安定的な供給ができるような生産体制を構築している農家がほとんどだった。日本では最近生産から加工までして販売する農場も増えてきたが、それでもまだ海外から見れば少なく、そのことが日本で有機農業と有機加工食品が広がっていかない一つの原因だと思っている。

有機農業が持つ広い意味とは

「有機」の語源は「天地有機」からと言われている。「天地有機」のを直訳すると「天と地を繋ぐ機能が有る」という事だが、これを「自然と人間の営みを繋ぐ機能、仕組が有る」とも解釈ができる。その事から考えても、「人と自然」「人と人」「社会の仕組み」など有機農業に求められていることは広範囲であると解釈できる。また、有機農産物と慣行農産物を比べて安全性を語る人もいるが、「有機」本来の「自然と人」「人と人」が繋がって永続的な経済や世の中をつくる目的から有機本来の意味を矮小化していると言える。

これから、有機農業や有機加工食品に益々注目が集まることは確実である。また、「有機認証を取得すれば高く売れる」と勘違いして参入してくる人も多くなる。そういった中で「天地有機」の意味や、「人」を度外視した産業革命と収奪型農業へのアンチテーゼから発生した「有機」本来の意味をもう一度考えて取り組む必要がある。

私は常に「農業は平和の礎の産業であり、平和になると経済的に成り立たない矛盾を抱えた産業」という基本的な考え方を元に、「有機」をキーワードにお客様と繋がり、そしてその人たちが求めている農産物や食べ物、環境を整え、どんな状況になってもその顧客に食べ物を届

け続けられるような機能が有る（有機）農業を構築していきたいと考えている。また今後も、そういった考え方に共鳴してくれるお客様や生産者仲間と繋がりながら世の中により良い食品を生産して供給していきたい。

今わが社が取り組んでいること



▲ 建設中の総菜工場の外観イメージ

私たちは、昨年から今年にかけて大きな投資を行っている。1つは野菜くらの静岡センターの増設である。これは農産物をそのままお店に並べられるような商品化をするための機能と、冬季の生産地には珍しい真空冷却器を整えていて安定した品質管理ができることを目的としたものである。

また、グリーンリーフでは現在延べ床面積4500 m²の総菜工場を建設中である。この工場は有機生産された作物を添加物の使用をせずそのまま有機スムージーベースに加工することや、ミールキット（お料理セット）の製造を目的として建設している。有機農産物を一歩進めてお客様が手に取りやすい形にし、またお店や生協様と共同開発して有機農産物を様々な惣菜にすることを目的としたものである。特にミールキットの賞味期限を延ばせるように野菜の洗浄や殺菌、袋詰めや温度管理をすべて見直して、賞味期限を長くするための設備投資をしていることが特徴である。

有機農産物は種を蒔き収穫するまでには数カ月から数年かかる。そういった時間的負担を食品加工まですることで軽減し、お客様に届け



▲ 外国人労働者のための社員寮（建設中）



▲ 農場にある企業内託児所

て行くことで有機農業は広がっていくと考えている。

また、特に農場で働く人たちは海外からの労働者が多くなっていて、その働く人の環境整備もとても重要である。私たちの会社ではその人たちの生活環境を整えるために、同じ間取りの寮を群馬県昭和村、静岡県菊川市にすでに建設していて、今、青森県黒石市と群馬県太田市に建設中である。働く人がどこに行っても同じ間取りの寮に住むことができ移動する生活面でのストレスを少なくしたいと考えている。

更に、農場内には企業内託児所を設けている。会社の真ん中にあることで若い女性が子育てと仕事を両立し、子供たちが大人の働く姿を見ながら成長できる環境は一般の保育園や幼稚園では絶対に真似できない。これら外国人の寮の建設も託児所の運営も「有機農業」の1つの形だと私は思っている。

より良い世の中を目指して

今、日本の農業は歴史的にも明治維新の時に行われた地租改正と同じくらい大きな時代の変化を迎えている。農家の高齢化、農家数の減少、自給率の低迷、耕作放棄地の増大などそれがあたかも「日本農業の衰退」と言わんばかりに語られているが、私は全くその様に思っ

て

い。農林水産省の発表によると日本の農業生産額の8割を上位12%の農家が生産をしている。また、年間売上100万円以下の農家数は全農家の約50%を占めるが、その農家が生産している日本の農業生産額は2.7%しかない。そしてこの15年で農家の大規模化が進み5億円以上の農家数が増加している。

この状況から見れば、日本の農業は「衰退」しているのではなく農地解放以来の「再編」が進んでいるという見方が正しいと私は思っている。そうした中でこれからますます、消費者（生活者）と言われるお客様に喜ばれる農業生産を如何にしていくかという事がとても重要であり、農業と言えども「顧客創造」が無ければ成り立たないことは明確である。

この再編の中で、栽培方法で言う「有機」だけでなく、お客様と繋がる「有機」、自然の摂理を生かした「有機」、世の中の課題、問題を解決する仕組みづくりである「有機」を進めていくことが大切だと考えている。

抽象的ではあるが、それを進めていくことで働く人が、食べる人が、そして地域社会そして日本や世界が良くなっていったらこんなに素晴らしくやりがいがある有機農業はないと考えている。

鈴工 CLT R&D ラボによる 欧州木造建築・木材利用ツアーについて



鈴工 CLT Research and Design ラボ 所長 坂口大史

1 はじめに

平成 22 年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、農林水産省と国土交通省が公共建築物における木材利用を推進してきました。その効果として、公共建築物の木造率は法制定時の 8.3%から令和元年度には 13.8%に上昇しましたが、民間建築物では木材利用が依然として低く、特に中高層建築物や非住宅分野での木造率が低い割合で推移しているのが現状です。この現状を踏まえると、将来的な木材利用の普及には、特に 3-5 階建の非住宅用途での木材利用がターゲットになると考えられます（図 1）。

建築物から建築物一般に拡大しました。同時に、農林水産省は木材利用促進本部を特別機関として設置しました。これにより、政府は木材利用本部を通じて地方公共団体や関係団体と協力し、建築物全体での木材利用を促進する方針を打ち出しています。この取り組みを通じて、より幅広い範囲で木材の利用が拡大し、将来的に脱炭素社会の実現に寄与することが期待されています。

そこで本稿では、日本における将来的な木造建築および木材利用の普及を促進することを目的に、株式会社鈴工及び鈴工 CLT Research & Design ラボ（以下、鈴工 CLT R&D ラボ）の紹介、鈴工 CLT R&D ラボが実施した欧州視察ツアーについて紹介します。

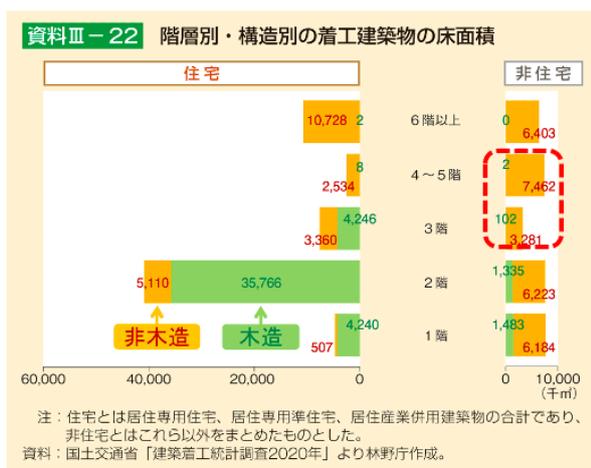


図 1 木材普及のターゲット

上記を背景に、令和 3 年に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、対象が公共

2 株式会社鈴工と鈴工 CLT R&D ラボの紹介

株式会社鈴工は、1979 年に木材搬送機械メーカーとして設立され、製材工場や 2×4 コンポーネント工場、集成材、CLT 工場など広範な分野で国内外の顧客にサービスを提供してきました。社是は「チャレンジ」であり、お客様の要望に柔軟に対応し、国際的なネットワークを活かす姿勢が根付いています。また、海外有力メーカーの製品も積極的に取り扱うことで、木材搬送における技術力を高め、国際市場での高度な対応を可能としています。

続いて、株式会社鈴工により設立されたのが、

鈴工 CLT R&D ラボです。鈴工 CLT R&D ラボは、「CLT を含めた木材利用や木造建築にまつわるネットワークの拠点づくりにより、木に関わる人を育み、まちを木で彩る、そして森へと循環する」をコンセプトに 2022 年 10 月 1 日に株式会社鈴工の研究機関として設立されました。

鈴工 CLT R&D ラボの活動目的としては、

1. CLT、木材加工産業及び木造建築に関する国内外の先端学術調査研究の遂行
2. 最新動向の研究会・国内外視察・講演会・セミナー、イベントの企画実施
3. CLT 及び木材加工産業の人的資源管理、調査研究と人材採用・育成に関わる実践的な取り組み

を掲げています。2024 年 2 月時点での鈴工 CLT R&D ラボには、理事長牛場正人（株式会社鈴工）、所長坂口大史（日本福祉大学）、理事竹内上人（学習院大学）、クリエイティブエンジニア海老澤渉（株式会社三菱地所設計）、同辻靖彦（株式会社サイプレス・スナダヤ）、クリエイティブアーキテクト丸山琢（鹿島建設株式会社）、プロジェクトアーキテクト石川真吾（大成建設株式会社）の 7 名が所属しており、建設及び木材製品関連業界を中心に精力的な活動に取り組んでいます。

鈴工 CLT R&D ラボが特に力を入れて取り組んでいるのが、先進的な木造建築や木材利用の普及に関するセミナー、木造建築に関する最先端の技術開発や設計・施工に取り組む講師を招いたシンポジウムの開催、国内外における先進的な木造建築及び木材利用に関する海外視察です。これらを通じて木造建築や木材利用に関する人的なプラットフォームの形成にも取り組んでいます。

3 欧州木造建築・木材利用の視察の目的と概要

2023 年 9 月に鈴工 CLT R&D ラボの主催により、「イタリア・オーストリア・フィンランド 中大規模木造建築・木材利用視察ツアー」を開

催しました。欧州の国々は古くから森林資源を有効活用してきた経緯があり、木材製品の生産や中大規模木造建築に関して様々な先進性がみられます。欧州の国々に関する主な特徴として、

- ・ 20 年以上前から中高層建築や商業施設など多種多様な用途に木材を活用
- ・ 循環型社会の構築に貢献する環境性の高い材料として木材を評価して利活用
- ・ 中大規模木造建築に関する技術、工法等における先進性・先行性

が挙げられます。特にこれらの特徴は中央ヨーロッパの国々や北欧諸国で顕著にみられます。これらの視点に関して体系的な理解を深めるために、視察ツアーを通じて様々な木造建築、関連工場を視察しました。本視察ツアーの具体的な目的としては、

- ・ 中高層木造建築の設計および施工方法の調査
- ・ 生産性を高める木造・木質建築の合理化・複合化構工法の習得
- ・ 高度な木の加工技術と実装された工場等の視察
- ・ 建築物の木造推進とサーキュラー・エコノミー関連政策 (ESG 投資対象) に関連する調査が挙げられます。今回の視察ツアーで訪問した国は、近年多くの木造建築が建設されているイタリア、木材製品関連工場の増設が進むオーストリア、多種多様な木造建築から町単位での木造ブロック開発に取り組むフィンランドの 3 カ国で、都市は以下になります (図 2)。



図 2 視察ツアーの旅程

4

欧州木造建築・木材利用の
視察報告

近年の欧州における木材利用に関する動向として、CLT や集成材工場の増設が続いています。例えば CLT の年間生産量は 200 万 m³ を超えており、日本とは桁が 2 つ違う状況となっています。これら豊富な木材製品の供給体制を背景に、木材利用及び多種多様な木造建築の普及が進んでいます。今回の視察で訪問した国での木材利用や木造普及に関する特徴を端的にまとめると、

- ・木材による炭素固定などの環境的な特性よりも、CLT などの活用による断熱性を活かした省エネ性能の向上と乾式工法による短工期を重視（イタリア）
- ・豊富に存在する森林や木材製品に関する地場産業を軸として、地元の建物には多くの木材を活用（オーストリア）
- ・外壁での木材利用をはじめとした、合理的かつ「割り切った」木の使い方（フィンランド）になります。これらの特徴に関して、今回訪問した実際の建物や工場を含めて実例を紹介していきます。

まず初めは Via Cenni と呼ばれる木造によって実現した Social housing（低所得者向け住宅）です（写真 1）。2013 年に竣工した集合住宅で 9 階建、延床面積は約 9.300m² です。この集合住宅の特徴として、複数のタイポロジー



写真 1 Via Cenni (イタリア)

で異なる居住形態に対応しており、高さが 25 メートルを超える木造建築物は当時としてはヨーロッパ初のプロジェクトでした。地下躯体以外はすべて木造で構築されており、RC（Reinforced Concrete）造による地下躯体を除く部分で木材を使用しています。さらに、躯体の断熱効果に加えて、再生可能エネルギーの積極的な利用が行われており、EU 低エネルギー基準である CENED の A クラスを取得しています。この取り組みにより、木造建築は環境への配慮と共に低所得者向け住宅に新たな可能性を提供しています。



写真 2 ロベレートの集合住宅 (イタリア)

続いてロベレートの集合住宅です（写真 2）。2022 年に竣工した 5 階建と 9 階建の集合住宅が同じ敷地内に建てられており、延床面積は約 5,100m² です。敷地内のランドスケープと 2 つの集合住宅により豊かなコミュニティを形成しています。現在のところ、イタリアで最も高い、高さ 29 メートルの CLT 建築物であり、2018 年の嵐によって伐採されたモミの木を使用して建てられた建物です。トレンティーノ公営住宅基金が提供する低所得者向けの集合住宅は、支援期間が 3 年間あり、その後も低家賃で借りることができ、充実した補助が用意されています。賃料は月 100~200 ユーロ（約 15,000 円~30,000 円）と手頃であり、低所得者にとって経済的な負担が少ない仕組みが整備されています。建物の構造には CLT（Cross Laminated Timber）造が採用されており、これは短い工期



写真3 クヒルの集合住宅（オーストリア）

での建築が可能な点が採用の理由です。また、日本の CLT パネル工法に類似し、床勝ち CLT が使用され、接合には長いビスが使われています。5 階建ての建物は完全に CLT 造である一方で、9 階建ての建物は CLT 造のコア部分に RC（Reinforced Concrete）造が組み合わされています。これにより、持続可能な住環境の提供と、低所得者の住宅ニーズへの適切な対応が行われています。また、社会性、環境性、経済性の観点から持続可能なプロジェクトとしてイタリア内で評価されており、2,300m³ の木材を使用し、環境貢献としては 3,700 トン CO₂ の削減にも貢献しています。

オーストリアでは、ザルツブルグ近くのクヒルの専門学校を紹介します（写真3）。2023年に竣工した7階建、延床面積が約3,000m²の学生寮です。「Holztechnikum Kuchl」協会が運営する木材技術に焦点を当てた専門学校の寄宿舎は、1階がRC造で2～7階が木造で構築されています。木造部は、寮室をプレファブ化した84個のユニットを組み合わせで構築されており、2人部屋または3人部屋が配置されています。このプレファブ化により、非常に短い工期での建設が実現され、約8カ月で寄宿舎が完成しました。この建物を通じて木材技術に関する教育環境に加えて、斬新で効率的な建築手法を取り入れ、生徒たちに快適な寄宿生活を提供しています。



写真4 農業組合の議場（オーストリア）

寮室ユニットは、内装や設備を含めてプレファブ化されており、サイズは5m×7mです。これらのユニットはトレーラーで工場から現場まで搬送され、共用部や外装はユニット組み立て後に施工し、内装は無塗装です。CLTの厚さは壁が120mm、床が210mmで、床にはCLTの上にコンクリートが70mm、仕上げが10mm重ねられています。木材の樹種はスプルースで、外壁は木板現しとコケラ葺きが採用されています。オーストリアの気候条件では、湿度が低く、年間降水量が少ないため、屋外での木現しも問題なく、オーストリアでは林業が主要産業であり、木を現しで使用する意識が高まっています。林業は急斜地で行われつつも、整備された林道などにより持続可能な経営が行われており、木材を使用する側の林業従事者に対する敬意も感じられる建物になっています。

続いて農業組合が議場として運用している木造事務所ビルを紹介します（写真4）。このビルは2022年に竣工した3階建の建物で延床面積は約1600m²になります。

地元の農業組合は、その議場を中心として農業に関する情報交換や技術の伝承が行われる重要な拠点として活用されています。この議場は、縦動線をコンクリートコアで建物の中心にまとめ、それらのコアに木造が巻きつく形式でRC造と木造の混構造になっており、その特徴的な建築構造が注目を集めています。建物の木



写真5 CLT工場（オーストリア）

構造の箇所には、集成材とCLTが使用され、樹種はスプルースが採用されています。外壁などの仕上げ材にはカラマツが使用され、建物の外観は木材を全面に配置することで木の建物として特徴づけられています。

周囲には建物全体を覆うような深い軒が設けられており、これによって夏は日差しを遮りながら外部空間を有効に活用することができます。同時に、この軒が外壁の木仕上げを雨から守り、冬は角度の低い日射を取り入れる役目を果たすなど、建物の陰影を深めるデザインとなっています。このような工夫が木を用いて実現されており、機能的でありながらも美しさを兼ね備えた農業組合の拠点となっています。

軒先の柱梁間には、緑化ネットが取り付けられています。これにより、2～3年後には植物が成長し、軒先を美しく覆い隠す緑のブラインドとなります。この緑化ネットは、建物に自然な環境を取り入れつつ、視覚的な魅力を提供することを意図しています。建物の軒は十分に深く設計されており、これによって日射を効果的に遮蔽するとともに、雨がかりを避けて木材を保護しています。この工夫によって、建物の耐久性が向上し、美しさが長期間にわたって維持されます。

また、外壁材は入巾木状に貼られています。これは木材の木口から水を吸い上げないように慎重に配置されたディテールへの配慮になっており、木材の保護とメンテナンスを考慮し

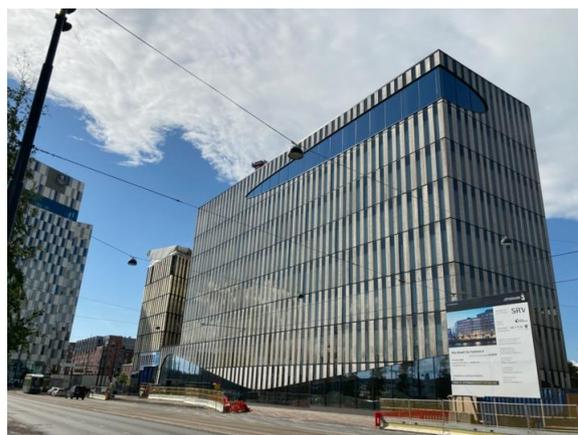


写真6 ウッドシティ（フィンランド）

た設計が採用されています。その一方で、建物の北面は軒がないため、耐久性を重視して他の面とは異なりアルミサッシが採用されています。これにより、北面にさらされる厳しい気象条件にも対応し、建物全体の品質を確保しています。

続いて Hasslacher 社の CLT 工場についての紹介です（写真5）。欧州でも最大級の生産量を誇る工場の一つであり、最大製品サイズは、幅 3.2m×厚み 400mm×長さ 20m で、主な樹種はスプルースです。CLT を現しで使用する場合の最外層ではカラマツ、樺（かば）、オークを使用する場合があります。CLT の積層に用いる接着剤はメラミンで分離塗布を行っています。

積層プレスは、デンマーク・カレソー社製の高周波プレスを 2 台使用しており、最高出力 200kw です。プレスラインの特徴は、高周波プレスで、短時間に接着剤を硬化させることが可能なことと、予め開口部をくりぬいた状態でプレスが可能という点です。年間生産量は約 80,000m³ です。最終加工の工程後に、全自動塗装ラインを設置し、CLT の表面に自動で塗装をすることが可能です。工場の建屋の構造も、RC 集成材、CLT の混構造になっており、製品の品質を保つために、調湿器で工場内の湿度を 50～60% にコントロールしています。

フィンランドでは、ヘルシンキ市の中心街区の全てを木造で建てる「ウッドシティ」を紹介します（写真6）。ヘルシンキ市南西部におけ



図3 ウッドシティの敷地

る進行中の木造街区プロジェクトです。一つの街区内に4棟の木造建築を建てる計画でスタートして、住居棟は2019年、オフィス棟①は2023年竣工、オフィス棟②は建設中、2024年竣工予定となっています。4棟とも8階建てで計画され、延床面積は地区全体で26,000m²となっています。

このプロジェクトのテーマは、「suitable for energy」と「efficient construction」であり、4つの建物がすべて木造で計画されたのが特徴です。まず、住居棟は2019年に完成し、住人たちに賑やかな生活の場を提供しています。オフィス棟①は2023年に竣工し、新しい働き方をサポートするモダンなオフィス環境を提供しています。その一方で、このプロジェクトでは、4棟目は宿泊用途で当初は計画されていましたが、初期計画から変更があり、ホテル棟はオフィス棟に変更されました。

2023年8月時点で、内装工事が進行中であり、オフィス棟はSUPER CELLが一括入居する予定です。これにより、地域においても注目を集め、持続可能なエネルギーと効率的な建築手法を取り入れたプロジェクトが進行しています。オフィス棟②では、建物の地下やエレベーター・階段シャフトはRC造（Reinforced Concrete）で構築されています。RC造の採用により、従来の建築方法と比較して、CO₂排出量が30%削減されています。これは、環境への負荷を低減し、持続可能な建築の実現に寄与して



写真7 Delta beamによる混構造（フィンランド）

います。また、持続可能性と効率性を追求するために、特定の建材が採用されています。柱には集成材、床にはCLT（Cross Laminated Timber）、梁にはDelta beamが採用されています（写真7）。特に、Delta beamのハイブリッドシステムは工期を短縮し、環境負荷を低減させています。このシステムにより、最大9mスパンまで飛ばすことが可能であり、大空間を効果的に創出することができます。持続可能性と効率性を兼ね備えた建築構造が、オフィス棟②において実現されています。

最後に、本ツアーに参加した参加者の声として、「国毎の木造建築に対する考え方の違いがよくわかった」、「先進的な木造建築を多様な用途かつ建設現場も含めてたくさん見ることができてとても有意義であった」などツアー全般に対する満足の声が聞かれました。また、「木造建築だけでなく、それを支えるCLT工場や集成材工場も訪問することができ、工場の規模や生産量の大きさから欧州における木造建築の普及度合いを体感的に知ることができた」、「地元にある森から取れた木材を地元の建物に当たり前前に活用しているオーストリアの姿勢には感銘を受けた」など川上-川中-川下も含めた森と都市を接続した上での木材利活用に関する声も聞かれました。

さらに、「欧州と日本では地震の有無によって構造に対する考え方がそもそも異なっているものの、木材の使い方や木を積極的に見せる

意匠の工夫などは日本も見習う点がある」、「外壁で積極的に木を使うフィンランドは印象的であった」、「S造やRC造とのハイブリッド形式が参考になった」など木に関する先進的な技術に関する声も聞かれ、非常に充実したツアーになりました。

5

おわりに

本稿では、株式会社鈴工及び鈴工 CLT R&D ラボ、2023 年 9 月に実施した欧州視察ツアーに

ついて紹介しました。鈴工 CLT R&D ラボでは 3 ヶ月に 1 回程度、木造建築及び木材利活用に関連する特定のテーマを設定してシンポジウムを開催しています。また、毎年夏には欧州における先進的な木造建築や木材利活用についての視察を企画しています。今後も定期的に情報を発信しながら木造建築にまつわる人材ネットワークの拠点作りと合わせて、木造建築の普及、木材利用の普及に取り組んでいきます。是非機会があれば、鈴工 CLT R&D ラボの企画するシンポジウムやツアーにご参加頂ければと思います。



ちょっとひとやすみ 島崎真人 の今月のおすすめ

「十字架のカルテ」

知念実希人 著／小学館

知念実希人の作品を初めて読んだときに、医者の世界や医学の知識が半端ではないと感じ、作家の紹介を見て納得した。作家自身が医大卒の立派な医師。

ただ、この作品は、僕がそれまで読んだ知念作品と異なり「精神科」の医師の姿を犯罪にかかると鑑定という仕事から描いているところに興味を抱いた。

しかも、別人格が一人の女性に現れ、その際に罪を犯すという不思議な現象を描写している点は、精神の病気と人間の脳内の不思議さを感じざるを得ない。

読み進むうちに時折、表現される主人公である若き女性医師、弓削 凜（ゆげ りん）の心の中に潜む闇が何であるかが気になる。しかし、予想がつかないまま、次々と想像を超えた展開に目が離せなくなる。

この主人公である凜医師が精神科医の第一人者と言われる影山医師の弟子として仕事を学び、影山を尊敬しながらも、影山にも何かを隠し続ける姿。それが何か心がひっかかるが、鑑定という仕事に打ち込み、真実を探ろうとする凜の姿勢に感銘を受ける。

読者にとっては、何かよくわからない「もや」の中を歩くようなイメージで物語は進む。

予想外の結末に、複雑な気持ちを抱くが凜の精神科医としての成長がうれしく思える一冊。

農水省
JAS 室だより



林産物JAS製品の表示について ～ジャスマル君・ジャスマロ君に聞いてみた～



JAS 室だより第8回は林産物 JAS 製品の表示についてです。
それではジャスマル君とジャスマロ君にご登場いただきましょう。
今回は林産物製品の表示に関するお話ということですが、表示の
方法もいろいろあるんでしょうか？

そうだね。まず、「ホルムアルデヒド放散量」についての表示がすごく重要
なんだ。

13ある林産物 JAS 規格においても、大きく分けると2つの品目群があるん
だ。1つ目は、製材や枠組壁工法構造用製材といった、接着剤を使用しない
製品への表示と、2つ目は、集成材や合板、直交集成板 (CLT) など接着剤を
使用して製造する製品なんだ。

その上で、2つ目の接着剤を使用した製品については、ホルムアルデヒド
という人体に悪影響を及ぼす恐れのある物質の放散度合いをしっかりと表
示する必要があるんだ。



ジャスマロ君



ジャスマル君

20年ほど前に「シックハウス症候群」として社会問題化したことがありま
したが、この「シックハウス症候群」は、一般的に建材等から発生する化学
物質などによる室内空気汚染等とそれによる健康影響のことを指すとされて
います。ホルムアルデヒドとは、一部の接着剤から放散されるもので、その
濃度が高い場合、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿
疹など人によって様々な症状が出ると言われていますね。

このため、建築基準法制度では、ホルムアルデ
ヒドに関する制限として、例えば内装の仕上げ
であれば、制限居室の種類及び換気回数に
応じて、内装の仕上げに使用するホルムアル
デヒド発散建築材料は面積制限を受けるな
どの規定が設けられています。



なるほど、住宅は人が生活する場ですし、
健康に影響するとなれば重要な話ですね。



そうなんだ。ホルムアルデヒド放散量については、星（☆）の数で放散量のレベルが示されるんだけど、放散量が最も低い水準にあることを示す場合は星が4つ表示されるんだ。星が減る毎に放散量の水準が大きくなるんだけど、特に星が2つと表示された製品は天井裏等の下地では利用できないなどの制約が出てくるんだ。

構造用集成材	
JAS	
(1)品名	同一等級構成集成材
	「小断面」(柱)
(2)強度等級	E65 - F255
(3)材面の品質	2種
(4)接着性能	使用環境 C
(5)樹種名	スギ
(6)寸法	短辺 長辺 材長
	105×105×3000 (mm)
(7)ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆
(8)製造者	

なお、ホルムアルデヒドを放散しない接着剤を利用している場合には、その旨を表示することで、星の表示を省略することが可能です。



なるほど、建築基準法制度との結びつきが非常に強い表示なんですね。これもJASが担保する性能として非常に重要であるということですね！



第5回（2023年10月号）のJAS室だよりでも説明したけど、このホルムアルデヒド放散量だけでなく、JASで性能が担保される強度についても、建築基準法制度と強く結びついていて、建築士が木造建築物等の設計を行う上では林産物JAS製品で示された表示内容は非常に重要なんだ。

具体的には、機械等級区分構造用製材だとヤング率、集成材だとE（ヤング率）F（基準強度）などが挙げられます。構造計算上、荷重が伝達しない部位への利用が想定される、造作用製材や造作用集成材、普通合板、接着たて継ぎ材、素材（丸太）などの規格では基準強度との連関はありません。



そうなんですね！最近では公共建築物に限らず、都市部での木造化が積極的に進められているようですが、林産物においてもJASへの意識が高まっているようですね。



そうだね。木材利用という点では、カーボンクレジットや建築物への炭素貯蔵量証明（JAS と食品表示 2022 年 1 月号「木材利用の効果を『見える化』参照）、また製造工程における炭素排出量、いわゆるライフサイクルアセスメント（LCA）など、木材産業界でもこういった環境問題に対する意識を高くするような取り組みが進んでいるね。これは JAS 製品に限らない話だけど、カーボンクレジットへの意識が高まれば、山元への還元によりしっかりと植林しようという取組につながる事が期待できるよね。



他方、日本の木材自給率は、令和4年で 40.7%。一時期からは約2倍に伸びてはいますが、需給の実態としては未だに輸入に大きく依存しています。これは JAS 製品においても例外ではないんです。



林産物 JAS では
海外に登録外国認証機関が存在するんですよね？



そうなんだ。国内には3つ、海外には10もの登録外国認証機関があるんだ。それだけ海外の森林資源に日本が依存しているということが、JAS 制度をめぐるデータからも浮き彫りになるよね。



ここで海外からの林産物 JAS 製品について、表示のお話をしますね。実は、林産物 JAS 規格では、素材の JAS（JAS1052）を除く12の規格全てにおいて、輸入品は輸入業者表示をするように定められているんです。具体の例をご紹介しますね。これは合板の JAS 規格の例です。

合板 JAS 第 6 条構造用合板の規格（抜粋）

表示	表示事項	1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名 (2) 寸法 (3) 接着の程度 (4) 等級 (5) 板面の品質 (6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称
----	------	--

合板 JAS 別記様式 3 構造用合板の表示の様式（抜粋）

3 構造用合板の表示の様式

1 品名
2 寸法
3 接着の程度
⋮
13 使用接着剤等の種類
14 製造業者

備考
8 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造業者」を「販売業者」とすること。
9 輸入品にあつては、8にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。



木材自給率の部分でも説明したとおり、海外からの JAS 製品が果たす役割は無視できないものなんだ。同時に、建築物利用だけでなく、工事現場や家具、DIY など輸入品が利用される裾野は国産材よりも大きい部分があるんだ。万が一だけど、JAS 製品で表示される性能に疑義があったりしたら、使う側も不安になるよね。そういった声に速やかにかつ確実に答えるためにも、輸入業者表示というのは非常に重要なんだ。

そうですね！製造した会社の名前があるのはいいんですけど、それが海外の場合、仮に製品に問題があったりしても、海外にしか連絡先がないとつい躊躇してしまいそうです。



輸入業者の方々には、輸入製品を流通させるにあたって消費者からの問い合わせにしっかりと対応してもらう必要があり、必要に応じて JAS 法に定められた措置をとる必要があります。

表示例 1：輸入業者表示 + 認証番号

品名 構造用合板
寸法 12mm×910mm×1820mm
接着の程度 特類
等級 2級
材面の品質 C-D
ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆
輸入業者 △△商事（認証工場番号SP-501）

注：製造業者の認証番号を輸入業者表示に括弧を付して記載

表示例 3（暫定的な措置も検討）

品名 構造用合板
寸法 12mm×910mm×1820mm
接着の程度 特類
等級 2級
材面の品質 C-D
ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆
製造業者 ○○木業有限公司

輸入業者 ABC木材(株) (ABC Lumber Co. Ltd)

輸入業者名を別押印

表示例 2：製造業者表示併記

品名 構造用合板
寸法 12mm×910mm×1820mm
接着の程度 特類
等級 2級
材面の品質 C-D
ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆
輸入業者 ABC木材(株) (ABC Lumber Co. Ltd)
製造業者 ○○木業有限公司

よくわかりました。一般の消費者としては林産物 JAS 製品を手にする機会というのはあまり多くはなさそうですが、こうやって商品に関する説明責任を林産物 JAS 製品が表示を通じてしっかり果たしていくということが消費者に伝わっていけば、より利用が増えていきそうですね！



JAS 室（農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室）
TEL：03-6744-2098 Email：jas_soudan@maff.go.jp
HP：http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html

今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性がまとまる

～次年度は、2つの分科会からスタート予定～



▲ 消費者庁 新井長官（前列中央）、依田審議官（同左）、湯川座長（同右）

令和6年3月7日に、第4回令和5年度食品表示懇談会が開催されましたので、以下に概要をお伝えします。

議 題

1. 開会
2. 令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（案）について
3. 食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）について
4. その他
5. 閉会

冒頭、消費者庁の新井長官からこれまでの議論への謝辞が伝えられるとともに、本日の議論を踏まえて具体的な制度運用、個別の議論に取り組む旨のご挨拶がありました。

続いて、消費者庁の清水課長から資料に基づき「令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（案）」及び「食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）」について説明があり、これらの資料についての審議が行われました。審

議の概要は、以下の通りです。

■ 令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（案）

【報告書全体】

- ・シンプルに分かりやすくまとまっている。
（同様の意見多数あり）
- ・事業者への負担への配慮について触れた文言が複数あるが、事業者側の意見と消費者ニーズとは相反することもあるので、そのバランスが重要。

【食品表示懇談会における議論】

（食品表示のデジタルツールの活用について）

- ・文中に「企業が保持すべき商品スペックを、体系的に定義することが重要との指摘もあった」とあるが、商品スペックは受け取り方が様々になるので、何をどこまでサプライチェーン全体で情報共有するのかを示した方が分かりやすい。

【今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性】

（諸外国との表示制度の整合性について）

- ・「コーデックス委員会等への働きかけも含めて検討していくべき」とあるが、具体的に何を働きかけるのか。
→食品表示を含め、日本の規格やルールを海外に認めてもらうことも必要だと考える。
- ・「合わせられるところについては、合わせていく」という表現があるが、これは諸外国の表示制度との整合性をゼロベースで、比較対象を選定するところから検討するのか。膨大



▲ 懇談会の様子

が作業が必要になることが懸念される。

→ (消費者庁) 我々の認識としては、第2回資料1「諸外国との表示制度の比較」においてコーデックス、EU、アメリカ、中国の食品表示を比較している。コーデックスを中心に、表にある諸外国で採用されていて日本で採用されていないルールなどを検討していく予定。

→ (座長) 「我が国の状況や諸外国のコーデックスへの対応を踏まえつつ」に改める。

- コデックス等で新しい制度ができたときに、「合わせられるところについては、合わせていく」ことができる、シンプルでよい一文だと思う。

(個別品目ごとの表示ルールについて)

- 個別品目ごとの表示ルールには消費者にメリットがあることも多くある。その辺りも含めてヒアリングして頂きたい。

(食品表示制度の消費者への周知について)

- 「科学的根拠に基づいて」という文言を加えてはどうか。本懇談会では栄養成分表示についてあまり検討しなかったが、健康の保持増進を目的としたルールが科学的根拠に基づいて定められていることを消費者に十分に周知したい。

→ (委員) 原産地表示など、科学的な根拠とは別の理由で表示されている内容もあるため、あえて挿入しなくてもよいと思う。

→ (委員) なぜこういう表示になっているのか、「消費者が合理的な選択ができる」ことが分かるように記載してはどうか。

→ (委員) 「科学的根拠に基づいて」は制度設計側の話であり、消費者に押し付けない方が望ましい。

- 消費者への周知に関し、学生への教育の重要性を感じる。食品表示を学ぶことは食育にも繋がるので、できれば加えてほしい。

→ (座長) 学生への教育との表現ではなく、若い消費者にもという表現で加えることを検討したい。

- 消費者への周知を指摘する声は多かったので、取りまとめに包括的な普及啓発を示す内容が盛り込まれて良かった。消費者意向調査の結果を活かしながら足りないところを補う普及啓発が必要だと思う。

(食品表示へのデジタルツールの活用について)

- 大企業であってもアイテム数が増えれば苦勞がある。それを踏まえて議論いただきたい。
- データベースをサプライチェーン全体で体系的にという意見はこれまでもあり、取り組もうとしてきたが、様々な事情で実現していない。今後取り組むのであれば、これまでの課題を踏まえて進めていく必要があると思う。
- デジタルツールの活用について表示という文字情報を想定して議論しているが、将来的には文字以外の情報が提供される可能性もある。広めに念頭に置いておくことが必要。

■ 食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）

- ・デジタルツールの活用に関する分科会に関連して、コーデックスの現状を知りたい。
→（消費者庁）コーデックスガイドラインを制定する際の8段階のうちの5段階目にある。今後の動きとしては、本年11月に次の会議が予定されており、会議の数カ月前に我々に資料が示されると思う。会議はおよそ1年半ごとに開催されており、その次は再来年の5月頃の見込みである。
- ・個別品目毎のルールに関する分科会において、事業者ヒアリングをするかと思うが、ヒアリング先の事業者が目途が立っているのか。また、どれくらいの期間で終わるのか想定があれば伺いたい。
→（消費者庁）分科会の運営方針は分科会の委員と議論予定である。個別ルールの食品が50くらいあるが、1団体が複数品目を

持つこともあり、関係する団体はおよそ20団体。1年ですべてをヒアリングするとなると2団体/月くらいのペースになるが、何度話を聞く必要があるかなど議論の進捗をみながら考えたい。

■ その他

湯川座長から、修正については座長一任で最終案を事務局で作成し、メールを通じて委員が確認することになる旨が伝えられました。また、来年度の進め方について、年度初めの顔合わせの懇談会の開催は省略し、2つの分科会から検討を始めること、年度半ばで分科会からの報告を受けての懇談会を行うことの説明がありました。

なお、本懇談会の全ての資料は消費者庁WEBページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_007/036449.html) からご覧いただけます。

▼ **資料1** 令和5年度食品表示懇談会 取りまとめ（案） 消費者庁 第4回令和5年度食品表示懇談会資料より

はじめに

食品表示法は、平成23年度(2011年度)より開催された食品表示一元化検討会を経て、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現：日本農林規格等に関する法律。以下「JAS法」という。）、健康増進法に分かれていた食品表示の規定を一元化し、平成27年（2015年）に施行された。その後、同検討会において食品表示法の制定とは別に検討すべき事項とされた原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度、食品添加物表示制度についても順次検討がなされ、必要な制度改正が行われ運用されてきたところである。

一方、国際的な動向としては、コーデックス委員会の食品表示部会において、デジタルツールを活用した表示の在り方についての議論等が進んでおり、このような国際的な議論に我が国としても能動的に対応していく必要が出てきている。また、国内では令和6年度（2024年度）から食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることになっている。

政府としても、「消費者基本計画工程表」等において、合理的でシンプルかつ分かりやすく国際整合性のある食品表示制度の検討を行う必要があるとしているところであり、これらを踏まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠の議論を行うべく、学識経験者、消費者、食品関連事業者等から幅広く意見を伺うための場として「令和5年度食品表示懇談会」を開催し、報告をとりまとめた。

I 食品表示制度をめぐる事情

食品表示法に基づく食品表示基準は、加工食品、生鮮食品及び添加物の表示について規定しているが、加工食品においては、生鮮食品と異なり、内容に関する情報が外見上だけでは分かりにくいという特性があることから、義務表示事項を詳細に規定している。

国際的には、消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的として日本を含む180か国以上が加盟しているコーデックス委員会が1985年に採択した「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」（以下「包装食品表示コーデックス一般規格」という。）において、包装食品の義務的表示事項として、名称、原材料名、内容量、原産地、ロット識別、日付表示及び保存方法などが規定され、諸外国においても、包装食品表示コーデックス一般規格の動向も踏まえつつ国内の食品表示制度を設けている。

我が国の食品表示制度は、食品衛生法、JAS法等に基づく表示制度を継承した食品表示法に基づき、加工食品の義務表示事項の検討に当たって、食品の安全性確保に関わる事項を優先的に検討するとの方針で見直しを検討してきた。さらに、食品表示法の施行に合わせた栄養成分表示の義務化など、制度見直しを適宜実施してきた。そのような中においても、容器包装上の表示事項が拡大していくことに伴う表示内容の増加、複雑さや難解さ等は、事業者のコスト上昇や表示全体の見づらさにつながる要因であり、消費者にとっての見やすさを優先する観点からはできるだけ避けるべきと考えられてきた部分でもある。一方で、包装食品表示コーデックス一般規格は、消費者を誤認させたり誤った印象を与える表示をしてはならないとの原則の下、正確に情報伝達するとの考えで、使用している全ての原材料を重量順に表示しなければならないといったシンプルなルールを定めて

いると思料される。表示可能面積の制約や分かりやすさを考慮した結果、我が国の食品表示制度は、消費者への網羅的な情報開示という観点では、包装食品表示コーデックス一般規格やこれに準拠した諸外国の食品表示制度に比べると情報量が少ない側面もある。

また、現在、コーデックス委員会の食品表示部において、「食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン」の策定に向け、容器包装の義務表示事項のうち、健康や安全性に関する食品情報以外の情報については、デジタルツールの活用により代替可能とする方向で国際ルールづくりの議論が進んでいる。

II 令和5年度食品表示懇談会における議論

令和5年度食品表示懇談会における議論の概要は以下の通り。

(1) 諸外国との表示制度の整合性について

海外と国内の食品表示制度の違いを踏まえた今後の日本の食品表示制度の方向性に関する議論の中で、消費者、大規模事業者、中小零細事業者、輸出入事業者等それぞれの目線から、消費者にとっての分かりやすさや事業者の実行可能性の重要性、日本と諸外国の食品表示に関する考え方の違いについて意見が出されたが、これらを踏まえて各表示事項等を具体的にどのようにしていくのかについては、様々な観点から時間をかけて議論していく必要があるとする結論となった。

また、食物アレルギー表示については、日本と海外で明らかに制度設計の考え方が異なっており、表示制度の検討の前にまずはその考え方について国際整合を図るべきではないかとの意見もあった。

3

III 今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性

こうした議論に鑑みれば、今後、食品表示の検討を行うに当たっては、以下の事項を踏まえる必要がある。

(1) 諸外国との表示制度の整合性について

① 大きな方向性としては、我が国の状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていく。なお、個別の表示事項をどのようにしていくかについては、来年度以降に議論することとする。また、その際、表示すべき内容が拡充される可能性も踏まえて、デジタルツールの活用についても併せて検討していく。

② 食品添加物に関する諸外国との制度の差異については輸出の障壁となる面を持っているが、表示制度の差異のみならず各種規格基準の差異もその要因として大きいことから、食品衛生基準行政の移管も踏まえて、コーデックス委員会等への働きかけも含めて検討していくべきと考えられる。

(2) 個別品目ごとの表示ルールについて

① JAS法において個別品目ごとに定められていたルールについては、基本的には食品表示の一元化の際に、そのまま食品表示基準に移行しており、個別品目の在り方などの議論は十分にされていない状況であった。そのため、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者や事業者の要望等を踏まえ検討を進める。

5

(2) 個別品目ごとの表示ルールについて

個別品目ごとの表示ルールについては、国際整合性や消費者にとっての分かりやすさという観点も踏まえ、横断的なルールに寄せていく方向で見直す必要があるとの意見が多く挙げられた。一方で、個別品目ごとのルールを比較するだけでなく、なぜ違いが生まれたのかという背景、経緯や、ルールの定期的な見直しの要否についても考慮し、業界団体等の意見を聞いたうえで議論を進める必要があるという意見もあった。また、見直しに当たっては、製造業者の負担軽減のため、施行時期のタイミングに配慮し、消費者への普及啓発を推進していくことが重要とされた。

(3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

デジタルツールの活用については、消費者庁において令和2年度及び3年度（2020年度及び2021年度）に実施した実証事業で明らかとなった技術的課題も踏まえ、世界的な情勢や技術の発展、食品表示の見やすさの観点や消費者への情報提供の拡充という面から検討していくべきとの意見が多かった。

一方で、各委員それぞれの立場から、システムの運用や情報開示に当たって事業者が新たに負担するコストが大きいく、どの情報をデジタルで提供すべきかを整理した上で情報を出さなければ、かえって情報過多により消費者の混乱を招きかねない、といった懸念が挙げられた。また、デジタルツールの効果的な運用の観点からは、その基礎となるデータを管理するデータベースの作成の必要性についての意見があり、データベースのマスター設計に際して、企業が保持すべき商品スペックを、体系的に定義することが重要との指摘もあった。

4

- ② その際、消費者にとっての分かりやすさや合理的な選択という観点から今日的にどのような意義があるのか、合理的な理由のない複雑なルールによって事業者にも負担を課していないかという視点から検討する。なお、JAS規格については5年に一度の見直しを行うこととされているように、個別品目の表示ルールについて、その時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認してはどうかとの意見が出たことを踏まえ、実施の可能性について検討する。
- ③ 見直しに当たっては、JAS規格、公正競争規約、食品表示基準の基本的な性質の違いについて整理するとともに、事業者、消費者等の意見も十分に聞いた上で、丁寧な議論を進める。

(3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

① 国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくとともに、消費者への情報開示を充実させていく観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールの活用によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要がある。

② 表示可能面積や見やすさによる課題、現行の表示情報の利用実態を踏まえ、容器包装に表示すべき事項と、デジタルツールによる情報提供での代替を許容すべき事項について、コーデックス委員会におけるデジタルツールの活用の議論も踏まえ検討する必要がある。また、今後、食品表示へのデジタルツールの在り方に関する検討を行うに当たって、新たに管理すべきこととなる情報を含む、事業者が保持すべき商品情報、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める必要がある。

6

③ 検討に当たっては、情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルツールを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても、議論を行っていく。

(4) 改正内容の施行時期について

中小零細事業者の事業活動に影響を及ぼす制度変更に伴う負担にも配慮する必要があり、改正の検討状況と施行のロードマップを明らかにし、十分な周知期間を取るとともに各改正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論を進めていく。

(5) 食品表示制度の消費者への周知について

現状、消費者への食品表示制度の浸透は十分とはいえず、消費者に分かりやすい食品表示の検討を進めて行く上では、食品表示を正しく活用していただけるよう、制度の周知普及を行っていく。

(6) 各検討事項の議論の進め方について

各検討事項について、専門的な知識が議論に求められることから、各分野の専門家からなる議論の場を設け、事業者の実行可能性にも十分配慮した上で検討を進める。

場（「分かりやすい栄養成分表示の取組検討会」）を設けて議論することとした。

(2) 栄養強化目的で使用した添加物

栄養強化目的で使用した添加物については、令和元年度（2019年度）に開催された「食品添加物表示制度に関する検討会」において、原則すべての加工食品に表示する方向で整理されていたが、検討にあたり消費者の意向や事業者への影響について実態調査を実施することが適当であるとされていた。上記の実態調査の結果等を踏まえ、「一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する」とした食品表示基準の改正案を作成し、手続を進めていくことで了承された。

IV その他決定事項等

(1) 包装前面栄養表示（FOPNL）に関する議論

包装前面栄養表示（FOPNL）に関する議論については、栄養に関する専門的な内容も含むため、本懇談会とは別に検討の

食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）

資料 2

○表示の改版に伴う事業者の負担に配慮し、各改正事項について十分な経過措置期間を設けるとともに、経過措置終了時期を極力揃える。
○これにより、食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくてよいようにする。

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度～2029(R11)年度
食品表示懇談会 (国際基準との整合性等)	食品表示制度の中長期的な大枠についての議論	分科会からの提言等を議論	分科会からの提言等を議論
分科会① デジタルツールの活用		国内でのデジタルツールの活用の大きな方向性について、コーデックスでの議論も見据えながら検討	
分科会② 個別品目毎のルール		品目ごとに業界等からの要望を懇談会において聴取 ・具体的な改正内容の検討	

各改正事項について極力経過措置終了時期を揃える。

“包装前面栄養表示”の「任意表示」に支持多数

～食塩相当量は別扱いにすべきとの意見も～



令和6年1月31日に、第2回分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会が開催されました。本検討会は、我が国の包装前面栄養表示の在り方等を検討するため、消費者庁が開催するものです。

以下に検討会の概要をお伝えします。

議 事

1. 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
2. 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について
3. 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について
4. その他

冒頭、消費者庁の依田審議官から、昨年11月2日に開催した第1回会合で3つの論点を確認されたこと。本日は、国内における食品関連事業者の自主的な取り組み、消費者等を対象とするインタビューの調査結果について事務局から情報提供し、前回の発言などを踏まえ、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について議論いただく旨の説明がありました。

■ 国内における食品関連事業者の自主的な取組について

消費者庁 食品表示企画課の斎藤課長補佐から、資料を用いて、国内における食品関連事業者6社(イオントップバリュ㈱、キリンホール

ディングス㈱、日本コカ・コーラ㈱、㈱セブン&アイ・ホールディングス、日本生活協同組合連合会、ネスレ日本㈱)の包装前面栄養表示(以下、FOPNL*という)の自主的な取り組みについて、その目的や具体的な表示方法、導入に際しての課題などの説明がありました。

説明後の審議の概要は以下の通りです。

【審議の概要】

- ・FOPNLにおける食品単位について意見したい。一度で食べきれない量の商品について、一食当たりの量をメーカーが任意で表示することで、栄養分量を見かけ上多く、あるいは少なく表示できる。将来的には一食当たりの量を決めた方がいいのではないかと。また、日本コカ・コーラ社の中央の表示例のように、一食当たりの量が全体量のどの程度なのかが分かるとよい。
→ (消費者庁) 今年度の本検討会では、そこまでの具体的な議論はできないが、将来的には議論すべき大事な内容だと思う。
- ・資料で示された事例は、消費者の健康のためというよりは、消費者が望んでいる情報を提供しているように感じる。国民の健康・栄養政策に必要な食塩などはFOPNLに表示されていない。企業が表示したいものと、健康・栄養政策として消費者に知らしめたいものの両方から考えたとき、FOPNLに本当に必要なものを考えなければいけない。

* FOPNL : Front-of-pack nutrition labelling

→ (消費者庁) 開催要領にある通り、2023 (令和 5) 年に健康日本 21 (第三次) が公表され、今後、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりの推進が図られる。食品表示行政としても、栄養成分表示等を通して何かできないかということでこの議論がスタートしている。FOPNL についても各国の取組と平仄を合わせる形でこの検討が進んでいる。

- ・今回の検討は、消費者教育の意味が大きいのではないかと考える。
- ・消費者の育成という視点について私も強く思うところ。一方で商品を提供する側の意見として、日本は標準化への対応が後手後手になっていると考える。表示するのであれば、国主導で行わないと、優良誤認や有利誤認が発生してくると思う。
- ・アプローチとしては消費者ニーズや栄養政策など色々あっていいと思う。健康・栄養政策をスタートとするならば、そのゴールを明確にさせていただく必要がある。

→ (厚生労働省) 健康寿命の延伸が究極の目標である。健康・栄養政策と一口に言っても国民のライフステージごとに栄養課題は様々であり、列記することは難しい。そのなかで、どういう栄養素を表示するのが望ましいかについて前回議論された。食環境づくりは大きく 2 つのアプローチ「食品へのアクセスの向上」と「情報へのアクセスの向上」がある。食品表示はこの 2 つに同時にアクセスできる数少ない場である。この貴重な機会にいかに表示が分かりやすくなるか、両方のベクトルの向上を図る方法についてご議論いただきたい。

■ 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について

齋藤課長補佐から、資料を用いて「消費者等を対象とするインタビュー調査結果について」

の説明がありました。なお、今回は一般消費者を対象にした調査結果の報告であり、管理栄養士や食品関連事業者等への調査結果は次回 (第 3 回) に報告されます。また、石見座長からは参考資料を用いて「消費者を対象とする Web 調査結果について」の説明がありました。

説明に続く審議の概要は以下の通りです。

【審議の概要】

- ・FOPNL で分かりやすい表示として、「アイコンを統一する」ことが非常に大切ではないか。検討会として表示を推進したい成分と、企業が任意で進めたい FOPNL の内容を一括して表示できるような仕組みを考える必要があると思う。
- ・日本の公衆衛生上の健康課題を解決するために、この質的調査、量的調査の結果が参考になると思う。
- ・表示を見るために商品を手に取り棚に戻すのが嫌という意見は、コロナの影響かと思う。この考えを持つ消費者には、商品を手に取って選択していただくのが難しくなると思う。またネットで買うため表示を見る機会がないという結果もあり、今後関係すると思う。
- ・裏面の栄養成分表示は数字だけで判断できないので、一日の必要量に対して高いか低いか判断するプラス α の情報を、シンプルに提供してほしいという方向性が求められている。

■ 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について

齋藤課長補佐から、資料「第 1 回検討会における構成員の主な意見等について」の説明があり、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について①成分、②どのような形にするか、③その位置づけをどうするかを意識して議論いただきたいと説明がありました。

説明に続く審議の概要は以下の通りです。



▲ イタリア共和国 (Nutrinform Battery の表示例)

Nutritive values per package
Consumption should be split into 2.5 times

Energy	Total sugar	Total fat	Sodium
410 kcal	0 g	22 g	310 mg
*21%	*0%	*34%	*13%

*calculated as percentage of recommended daily intake

▲ タイ王国 (Guideline Daily Amounts の表示例)

【審議の概要】

【論点1】 どの栄養成分を対象にするか？

- ・取り組むべき栄養課題は減塩だと考える。男女とも全世代に共通する課題である。また、既に取り組む事業者の内容や、既存制度を考えると、対象は義務化されている5項目(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)が良いと考える。
- ・義務化5項目が良いと思う。注意喚起の観点ではカロリーと食塩が挙げられるが、それらは5項目に入っている。
- ・意識する栄養素は個人差があるので、義務化5項目が妥当だと思う。
- ・自身の食生活を考えると、日々の食事は今回表示対象となる加工食品よりも、調理された料理を多く摂取している。FOPNLより健康・栄養に関する啓発を進めていくのが一番良いと思う。
- ・前面表示を義務化しようという話で進んでいるのか。
→ (消費者庁) 健康・栄養政策と整合性を図ったうえで、表示する項目や表示方法と共に、義務又は任意など表示の位置づけ検討する。

【論点2】 どのように表示したらよいか？

- ・わかりにくさは理解するし、直すべきところは直すべきと思うが、それと表示場所とは話が違うのではないかと。表示事項が一か所に固まっていることも便利さの一つだと思う。

- ・高齢者が多い中で、見やすく前面にきちんと表示してもらいたいと思う。各社の表示方法がバラバラなので誤認を招いているのではないかと。それを統一して誤認させないようにすることが施策として必要ではないか。
→ (消費者庁) どういう製品にどれほど表示しているのかというデータは持ち合わせていない。FOPNLはある意味で強調表示の一つである。消費者に誤認を与えないような検討をするべきと考える。
- ・イタリアのような色分けをしない栄養素ごとの表示が良いのではないかと。
- ・私もイタリアのような表示が良いと思う。色分けについては、食塩のFOPNLのみを多い少ないにかかわらず目立たせてはどうか。
- ・そのまま食する加工食品と料理の一部になる加工食品(調味料など)がある。後者については、別の表示方法を考慮することも必要である。
- ・イタリア方式という話が出ているが、タイも同じ方式。基本5項目について1日当たりの摂取許容量に占める割合(%)が書かれているものも良いと思う。
- ・前面表示をすることに反対ではないが、実際の表示をイメージした時に、裏面の一括表示と表面の一食当たりの表示、その両者の関係性を明確にしないと混乱する。
→ (座長) 消費者に混乱のないように情報提供することと普及啓発が重要になってく

ると思う。

- 商品はいつも正面を向いて置かれるとは限らない。表示は一か所にあることはとても大事なこと。栄養表示の中に一日当たりの摂取量を入れるのであれば、何もそれを別の面に書かなくてもいいのではないか。

[論点3] 義務か？任意か？

- 任意がいいと思う。5項目を基本としたうえで、食塩相当量のみ前面表示を可能とする。又は、食塩のみ目立つようにするのもいいと思う。
- 任意がいいと思う。企業が健康・栄養政策に対してFOPNLをしっかりと行い、消費者の利便性を考えて社会の食環境を整えることに協力いただきたい。
- 表示可能面積など実行可能性を考慮すると任意がよい。また、食塩相当量1つだけを前面表示するとなると強調表示と区別するための方策が必要になる。

審議の最後に、消費者庁 食品表示企画課の今川保険表示室長から次の発言がありました。

委員の発言にあった「表示する意義」がとても大切だと考える。健康・栄養政策における食環境づくりにおいて、食品や情報へのアクセスを向上させ、消費者にどう食品を選んでもらうかということが非常に大事である。既にFOPNLの取組が各所で行われており、国際的にもガイドラインができつつある。今この段階で議論し、何らかの表示ルールが必要だと考えている。

■ その他

最後に、事務局から次回（第3回）の検討会は3月12日を予定しているとの案内があり、検討会を終了しました。

なお、本検討会の全ての資料は消費者庁WEBページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_008/035193.html) からご覧いただけます。

配付資料一覧

議事次第

- 資料1 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
- 資料2 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について
- 資料3 第1回検討会における構成員の主な意見等について
- 資料4 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催スケジュール等
- 参考資料1 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領
- 参考資料2 食品表示に関する消費者意向調査
- 参考資料3 諸外国等における取組について
- 参考資料4 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン
- 参考資料5 消費者を対象とするWeb調査結果について（石見座長からの情報提供）

※記事中の表示例は、
参考資料3より掲載

日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性 中間取りまとめ



令和6年3月12日に、第3回分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会が開催されました。本検討会は、我が国の包装前面栄養表示の在り方等を検討するため、消費者庁が開催するものです。

以下に検討会の概要をお伝えします。

議 事

1. 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について (2)
2. 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめについて
3. 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書(案)について
4. その他

冒頭、消費者庁の依田審議官から、これまでの2回の会合で主に3つの論点(①我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示(以下「FOPNL」という。)として取り組むべき栄養課題、②消費者がふだんの食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策、③消費者への取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進の観点から食品関連事業者の実行可能性が担保される方策(導入に向けて検討する際の主な検討課題))について議論が行われたこと。本日は、管理栄養士及び食品関連事業者を対象とするインタビュー調査結果について消費者庁から情報提供し、日本版FOPNLの基本的な方向性について議論いただ

く旨の説明がありました。

■ インタビュー調査結果について

消費者庁 食品表示企画課の斎藤課長補佐から、資料を用いて「消費者等を対象とするインタビュー調査結果」の説明がありました。前回(第2回)検討会では、本調査のうち一般消費者を対象にした調査結果の報告がありましたが、今回は管理栄養士(公益社団法人日本栄養士会が協力)と上級食品表示診断士を持つ食品関連事業者を対象とした調査結果の情報提供です。

■ 日本版FOPNLの基本的な方向性の中間取りまとめについて

斎藤課長補佐から、資料を用いて「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性(案)」の説明がありました。

説明に続く審議の概要は以下の通りです。

【審議の概要】

序文について

- ・「栄養成分表示が義務付けられ、消費者のふだんの食生活において利活用されている」という文章に続けて、「一方で消費者意向調査では3~4割の方が表示を活用できていない実態があり、分かりやすい栄養成分表示やFOPNLを検討した」旨を加えてはどうか。

1 取り組むべき栄養課題について

- ・海外の規定や国内の取組を見ると、食物繊維

や飽和脂肪酸の表示がある。対象となる栄養成分等の量を義務表示 5 項目と決めてしまってもよいのか。もう少し検討してもよいのではないか。

→ (座長) 諸外国では FOPNL と栄養成分表示の項目が異なることが多々ある。しかし、CODEX や ISO ガイドラインにおいては、基本的には FOPNL で表示する栄養成分は表示されていることが前提となっている。諸外国の FOPNL で表示されている内容は、そもそも義務表示となっており、日本の食物繊維等は推奨表示である点が異なる。

→ (消費者庁) 座長の意見に加えて、現在の健康・栄養政策との接続性から考えて、まずは 5 項目で検討を進めてはどうか。

・適切な体重の維持に資する情報としては、熱量だけでもよいのではないか。書き振りがこれまでの議論と異なるように思う。

・単なる熱量だと肥満のイメージにとらえがちであるが、これからの高齢化社会を考えると、痩せや低栄養の問題も含めた体重の適正な管理が求められる。エネルギー産生栄養素であるたんぱく質等も重要となり記載した方がいいと思う。

→ (座長) 対象栄養成分を明確に示したうえで、書き振りを検討してはどうか。

→ (消費者庁) 76 行目に、栄養成分表示が利活用されていない状況について追記する。82~83 行目は修正せず、87 行目の義務表示に位置付けられているものについては、栄養成分を再び書き下す修正をしたい。

2 利活用のための効果的な方策について

・栄養素等表示基準値に占める割合のみを表示する提案か。

→ (消費者庁) 栄養成分等の量と基準値に占める割合を共に表示する。107 行目の「栄養成分等の量について」を「栄養成分等の量と共に」に書き換える。

・108 行目に「また、現行栄養成分表示においても任意で栄養素等表示基準値に占める割合が表示できるような取組も必要である」という内容を追記してはいかがか。これまで、既存の栄養成分表示があるのに、どうして FOPNL が必要なのかという議論が度々あった。裏面の栄養成分表示の隣に任意の割合表示があれば、裏面を見るだけで活用できる。栄養成分表示に関する事業者向けのガイドラインにおいて、その様式を盛り込むのも一つのアイデアではないか。

→ (消費者庁) 栄養成分表示のためのガイドラインや食品表示基準 Q&A などでも栄養素等表示基準値に占める割合を書く取組について例示することは可能である。ご提案のような記述を追記したいと考える。

・今回は FOPNL の検討だが、この報告書の書き振りとして、良い方策があるならばまずは栄養成分表示に適用することを併せて記載した方がいいと思う。割合も栄養成分表示で表示できるのであれば、まず、栄養成分表示に入れた方が素直ではないか。

→ (消費者庁) 悩ましいところだが、表題に合わせて最初に FOPNL について記載したうえで、後段で栄養成分表示での取組について記述するスタンスが良いと思う。

・今後、自主的な取組を推進するために 2 つ意見を述べたい。①今まで不可能だった表示(例:許容差の範囲に収まらないため栄養強調表示ができない)について、FOPNL では可能な限り表示できるように検討できないか。②今まで実施してきたものを一律に規制して、表示できなくするのはいかがかと思うので、実態調査をして検討してほしい。

→ (消費者庁) 個別具体の課題は、次年度以降に検討したい。また、従前の事業者の取組に対してどのように協働するのか、どう取扱っていくのかも併せて検討すべきことになる。

- ・「栄養成分表示については、可能な限り食品表示基準に示している別記様式を用いるよ」という記載があるが、この点の議論はあまりされておらず、また、ラベルプリンターによる表示の実態を考慮すると、別記様式にこだわらず、枠を付けるなどして目立たせればよいと思う。
- ・FOPNL と栄養成分表示の両方の話が出てきて分かりにくい部分がある。
 - (消費者庁) FOPNL の中間とりまとめであるため、基本的には FOPNL と栄養成分表示の話に分けて、なるべく FOPNL が先に来るように記述したい。

3 食品関連事業者の実行可能性が担保される 方策について

- ・対象外とすべき食品区分として、アルコールの取扱いについても今後の検討が必要と考える。
 - (座長) アルコールについては WHO のガイドラインにも対象外と明記されているので、対象外として記載した方がいいと思う。
 - ・総菜などのトレー商品は既に前面に表示をしており、商品が隠れるほどに表示ラベルが貼られた商品が多く、今後の研究の課題と思う。前面表示しづらいトレー商品について、対象外にしてほしいとの声もある。
 - (消費者庁) 任意表示としての取組を進めているので、トレー商品を対象外とすることは現実的には難しいと考える。
 - ・食品事業者へのインタビュー調査結果において、「完全栄養食という表現は、消費者に誤解を与える」という発言があった。今後、FOPNL の様式が統一されたとしても、そこに表示される栄養素が全てバランスよく摂れることを強調するような商品の開発や販売が促進されてしまわないか懸念がある。日本の栄養政策では、主食・主菜・副菜といった料理を組み合わせた食事を推進しているの
- で、その点での乖離がないように提供販売者側への理解の促進と消費者教育がさらに必要との視点もどこかに盛り込む必要がある。
 - (座長) FOPNL が健康に良いと消費者に過剰に期待させるようなものであってはならないので、その点に注視しながら検討したいと思う。
 - (消費者庁) 完全栄養食への対応は庁内に持ち帰って検討したい。FOPNL の対象となるものが誤解を与えないようにということについては、引き続き検討しながら運用の中で具体的に整理したい。
 - ・日本版 FOPNL 導入による効果等の評価について、「仕組みや目標設定についても適宜、検討すること」となっているが、評価する立場から「目標や指標を設定することが求められる」との書き振りにしてはどうか。
 - (消費者庁) 「適宜、検討すること」を「検討したうえで評価していくことが求められる」など評価していくことを記載したいと思うがいかがか。
 - (委員) FOPNL を社会実装する前に、エビデンスを示したうえで実装するという文脈でとらえていたが、これは社会実装後についての記載なのか。
 - (座長) 評価したうえで社会実装するのが本来の筋だが、日本は諸外国より少し遅れているので、他国のデータを参考にする。ここは制度を実施した後での評価についての記載である。
 - ・食品表示懇談会においてデジタル技術の活用が議論されており、来年度から分科会での検討が予定されている。
 - ・店内喫食を前提とする外食も、大手企業はメニューや調理法が固定化されており FOPNL について一定の対応が可能だと思う。前向きに取り組んでもらう働きかけが必要ではないか。
 - ・(座長) 本日の議論をもとにとりまとめ案を

修正する。修正内容は座長一任とし、修正案を委員にメールで確認いただく。

討すべき事項の優先順位が違ってくるため、今後事務局で整理しながら検討会を続けたいと考えている。

■ 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書（案）について

斎藤課長補佐から、資料「「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書骨子（案）」を用いて説明がありました。

説明に続く審議の概要は以下の通りです。

【審議の概要】

- ・今後のスケジュールを知りたい。次年度以降に多くの宿題があるが、どうなるのか。
→（消費者庁）来年度以降のロードマップを示すのがベストであるが、内容によって検

■ その他

最後に、報告書は最終的に座長預かりで確定することが事務局より案内され、今年度の検討会は閉会しました。

なお、本検討会の全ての資料は消費者庁 WEB ページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_008/036040.html) からご覧いただけます。

配付資料一覧

議事次第

- 資料 1 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について（2）
- 資料 2 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性（案）
- 資料 3 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書骨子（案）
- 参考資料 1 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領
- 参考資料 2 食品表示に関する消費者意向調査
- 参考資料 3 諸外国等における取組について
- 参考資料 4 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン
- 参考資料 5 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
- 参考資料 6 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について（1）
- 参考資料 7 わが国における栄養政策の動向について
- 参考資料 8 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性（案）【要旨】

SDGs と有機農業ビジネスの未来

公益社団法人 日本技術士会 登録 食品産業関連技術懇話会 会員
 AGURI DESIGN COMPANY 株式会社 代表取締役/技術士（農業部門 農芸化学）
 /IPEA 国際エンジニア/APEC エンジニア（Bio） 山下 雄



1. SDGs の概要と農業の関連性

SDGs とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。2015年に国際連合が採択したもので、2030年までに持続可能な開発を達成するための17の目標です。これらの目標は、人々の尊厳を守り、地球上のすべての人々が平和で繁栄した生活を送ることを目指しています。

日本は、2023年での報告では世界166カ国のうち21位であり、開発目標のうち79.4%が達成されています。17の目標のうち達成している項目は目標1の『貧困をなくそう』の一つだけであり、まだまだ進めていかなければならない課題が多く山積しています。

SDGs と農業の関連性で見ると大きくあげて3つ挙げられます。一つは開発目標2に掲

げる『飢餓をゼロに』です。現在、世界人口は80億人を超え今後も増え続けていく傾向です。世界中の人々に安全で栄養価の高い食事を供給することが急務であり、そのためには持続可能な農業の取り組みが必要です。その一つの解決策として有機農業を推進していくことは安心安全な農産物供給につながります。

二つ目として開発目標15に掲げる『陸の豊かさを守ろう』です。土地や環境を保全することが望まれています。農業は土地利用の主要な要素であり、持続可能な農業に取り組むことは自然環境の保全や治水等に役立つものと捉えられます。有機農業を行うことは圃場内だけでなく地域の環境保全にも繋がります。

三つ目として開発目標8に掲げる『働きがいも経済成長も』です。農業を行うことで雇用の

現状を知ろう

SDGsの概要と農業の関連性



SDG Dashboards and Trends



出典: Sustainable Development Report 2023

現状を知ろう

SDGsの概要と農業の関連性

農業の関連性として大きく3つが挙げられる。持続可能な農業の実現は、飢餓を解決し、食料の安定供給を促進雇用を創出する手段の一つと見なされています。



社会：飢餓問題と食料提供

Goal2は「飢餓をゼロに」を掲げており、世界中の人々が安全で栄養価の高い食事を得られるようにすることを目指しています。持続可能な農業は、安定した収穫をもたらすだけでなく、食料供給の安定性を確保し、飢餓問題に対処する手段となります。



環境：自然環境の保持

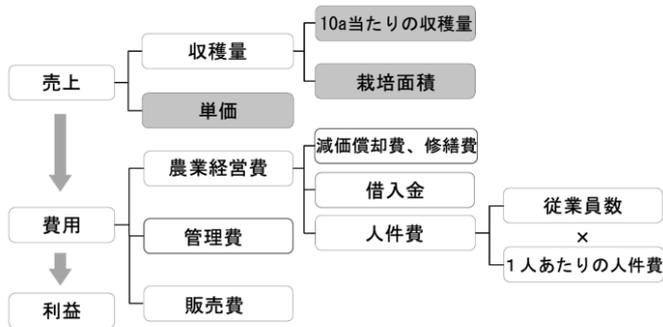
Goal15は「陸の豊かさも守ろう」を掲げており、土地や生態系の保全が重要視されています。農業は土地利用の主要な要素であり、持続可能な農業は土地の劣化を防ぎ、生態系の保全に寄与します。



経済：雇用の創出

Goal8は「働きがいも、経済成長も」を目指しており、農業は雇用の創出において重要な役割を果たします。特に途上国では、小規模な農業が地域の雇用を支え、経済的な持続可能性を提供します。

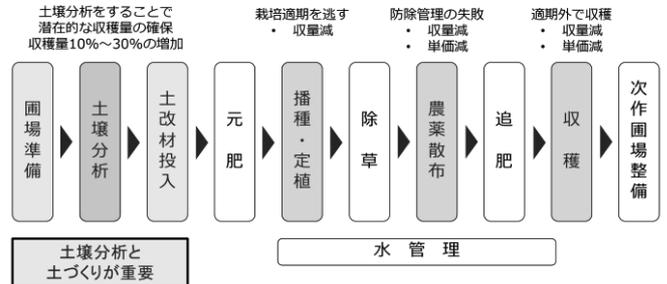
10aあたりの収穫量、栽培面積、単価の3つが売上の構成要因



Copyright © AGRI DESIGN COMPANY Co., Ltd. All rights reserved.

圃場の栽培工程における重要な工程

- ・ 土壌分析と土づくりをすることで10%~30%の収量が増加することもある



Copyright © AGRI DESIGN COMPANY Co., Ltd. All rights reserved.

創出につながります。特に発展途上国では小規模な農業を行なうことにより地域の雇用を維持させる機能が高いです。日本においても今後は大規模農家と小規模農家の2局化が進むことが考えられます。有機農業は一般栽培より栽培に従事する時間が多く、有機農業の発展は持続的に働きがいのある雇用の創出に寄与する可能性があります。

2. 自身の農業を知る。農業経営における優先順位と収益インパクト

有機農業を推進して、規模拡大や有機農業者数の増加を遂行するためにも農業者各々が収益を一定量確保することを考えておかなければなりません。自らの農業経営について学ぶ必要があります。有機農産物を生産し、販売して行くために生産における収益構成の分解を初めに行うべきです。まずはフィッシュボーン図をそれぞれ作成してみましよう。売上から費用を引いた残りが『利益』になります。売上を分解してみると収穫量と単価になります。さらに収穫量を分解してみると10aあたりの収穫量と栽培面積になります。さらに細かくすれば作物別に分解できると思いますが、あまり細かくする必要はありません。そうすると売上を上げるためには『10aあたりの収穫量』、『栽培面積』『単価』の3つの構

成要素が大きく関わることが見えてきます。それぞれの構成要素を見直すことで大きく収益性が変わることを予め知ることが有機農業を始める上で大切なことだと思います。同様に売上以外の費用等も分解してみると良いでしょう。

また、有機農業を生産する際に生産行程を分解してみることも大切です。圃場の準備から播種・定植し、収穫を行い次作に繋げるまでをそれぞれ項目ごとに図のように洗い出してみます。そうすると見えてくるものがあります。重要な工程が4つあります。一つ目は播種・定植工程です。現在高齢化等に伴い、耕作放棄地が増え続けています。耕作放棄した農地を利用して有機農業への転換をすることが求められています。よくある失敗に作物ごとの播種適期を逃して植え付けてしまい、その後の生育がうまくいかないケースがあります。また生産規模と定植能力の不一致（人為的、機械的能力の欠如）も要因の一つとなっています。それぞれの生産者の能力に合わせた生産規模による播種・定植が大切です。

二つ目は、防除工程です。有機農業の場合、使用できる農薬が制限されており効果も通常の農薬より効き目が弱い傾向にあります。現在、使用可能な農薬が増える予定ですが、作物毎の農薬の種類を生産者が選択できるよう

今後さらに増やして行くことが望まれます。IPM 等の防除をうまく取り入れつつ行うことで収益減のリスクを抑える必要があります。

三つ目は収穫工程です。これも播種・定植工程と同様に能力と生産規模が合っていないため収益減になっているケースが散在しています。本来なら事前にリスクを予測していれば対策を取れるのですが、多くの場合においてこの行程を蔑ろにしていることが、収益を損ねる要因になっていることを考慮する必要があります。

四つ目に土壌分析です。土壌分析を行っていないケースや土壌分析はしているがデータを読み取れず判断しないまま施肥を行い栽培を進めているケースが多くあります。実際、土壌分析による圃場の養分や物理性の確認を行ってから施肥設計をした場合、10%から30%ほど収穫量や高品質な農産物が増加することもあります。うまく収穫できなくなつてから土壌分析に頼るのではなく、日頃、定期的な土壌分析を行い、適切に判断し、施肥設計を見直すことをお勧めいたします。有機農業において、特に肥料等は即効性の効果ではなく、遅効性のものが多いです。そのため予め肥料の種類、施肥量、施肥位置等、適切な施

肥設計を行うことが求められています。

3. テーマで見る有機農業の方向性

みどりの食料システム戦略でも言われている『～食料、農林水産業の生産性の向上と持続性の両立をイノベーションで実現～』のために、有機農業を2050年までに、農耕地の耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大することを目指しています。より実現を進めて行くにあたり様々なアプローチが大切です。これからの有機農業に向けて押さえておきたいポイントなどを紹介します。

4. 農業DX

まず、農業DXとの融合です。農業DXとは、ITやロボットを活用（精密農業）して農業をスマート化（スマート農業）するだけでなく、食や健康の分野も含めた概念です。個々の農業生産（農業経営）だけでなく、流通、販売、マーケティング、ブランディング、廃棄物処理、二酸化炭素排出対策など、農業全体を最先端の科学技術とデータ活用で変革しようとしています。

農業DXは収益性の高い項目だけに注視する

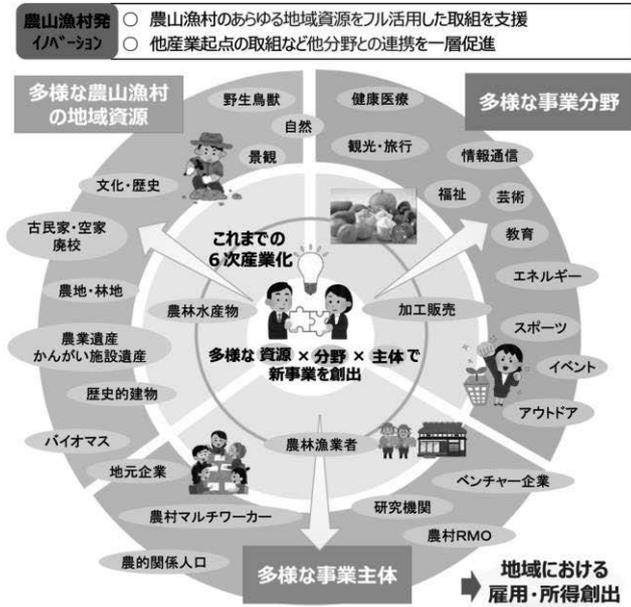


農業DXとは、ITやロボットを活用（精密農業）して農業をスマート化（スマート農業）するだけでなく、食や健康の分野も含めた概念です。個々の農業生産（農業経営）だけでなく、流通、販売、マーケティング、ブランディング、廃棄物処理、二酸化炭素排出対策など、農業全体を最先端の科学技術とデータ活用で変革しようとしています。





6次産業化から農山漁村発イノベーションへ発展し事業を加速する



有機農業では人材不足、独自の栽培技術、作業時間等が課題として取り上げられます。収益の確保や面積の拡大のためには、解決策として農業 DX を取り入れて行くことも今後大切です。特に先ほどお伝えした圃場の栽培工程において播種・定植工程、防除工程、収穫工程の3つは収益に関わる重要な工程です。この部分に農業 DX による機械化、自動化ができれば有機農業の栽培技術の平準化が進み、収益の向上、栽培面積の拡大に寄与することになることでしょう。ただし、まだ機械化、自動化には開発段階にあるため初期投資や失敗のリスクがあります。一般層の普及レベルまで農業 DX が進んだ段階で早めに導入することをお勧めいたします。有機農業においては全て完全自動化することではなく、収益性の高い工程のみ導入して行くことが良いでしょう。

5. 農山漁村発イノベーション

有機農業を推進して行くためには自らだけでなく、地域、資源やネットワークをフルに

活用していくことが大切です。強みを活かし持続可能性のある有機農業経営を進めるために農山漁村発イノベーションを活用することが求められています。

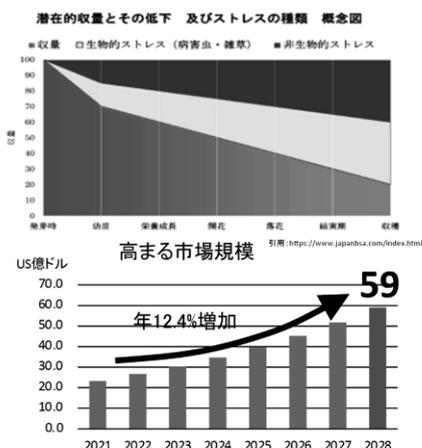
農山漁村発イノベーションとは、多様な農山漁村の地域資源、多様な事業分野、多様な事業主体をフル活用し、地域のリーダーとなり得る事業者を育成し、地域の雇用創出と所得向上を目指していく取り組みです。6次産業化から農山漁村発イノベーションへと変化しました。6次産業化との違いは、農業者個人が雇用創出及び所得向上を目指す取り組みだったものが、農山漁村発イノベーションでは個人ではなく地域を活性化する取り組みを伸ばして行くことです。成功している農業者は栽培等の実務が優れているだけでなく、経営感覚、セールスや人を巻き込む力を持った方が多いです。有機農業においても同様です。農業はスピード感がどうしても他分野に比べて遅い傾向があります。農山漁村発イノベーション事業をうまく活用し事業を加速させて行くことが望まれています。



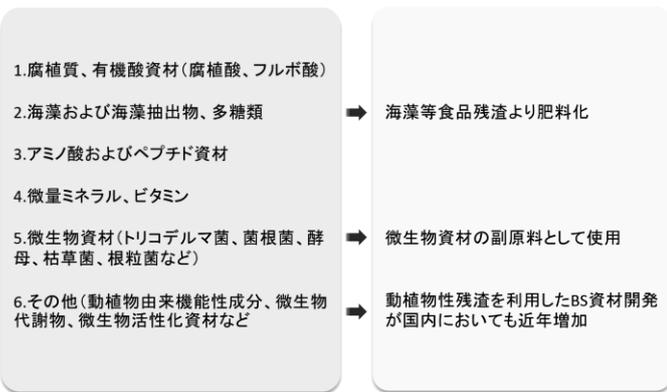
近年注目を浴びるBS資材

バイオスティミュラント(BS)資材

気候や土壌のコンディション不良に代表される非生物ストレスによる発育阻害を軽減し、植物が本来備えている育つ力を引き出すことがバイオスティミュラントの効果です。



バイオスティミュラントの種類と食品廃棄物の利用可能性



Copyright © / AGURI DESIGN COMPANY Co., Ltd.

6. バイオスティミュラント (BS) 資材

ウクライナの戦争や世界経済の停滞による物価高騰や資源競争等により海外からの肥料の輸入が制限され、肥料高騰が続いております。現在は肥料価格や供給に関して少し落ち着いてきましたが、今後どのように変化するか不透明なままです。そのため肥料の国産化の動きが進んできています。

その中でも世界中で注目されているのがバイオスティミュラント資材（以下、BS資材という）です。

気候や土壌のコンディション不良に代表される非生物ストレスによる発育阻害を軽減し、植物が本来備えている育つ力を引き出すことがバイオスティミュラントの効果と言われており、この効果をもたらす様々な物質や微生物をBS資材と言います。

世界の市場規模は年 12.4%で伸びており2028年では59億US\$（約8,600億円）になる

と予想されています。

BS資材と言われている種類にはいくつか存在しています。

1. 腐植質、有機酸資材(腐植酸、フルボ酸)
2. 海藻および海藻抽出物、多糖類
3. アミノ酸およびペプチド資材
4. 微量ミネラル、ビタミン
5. 微生物資材(トリコデルマ菌、菌根菌、酵母、枯草菌、根粒菌など)
6. その他(動植物由来機能性成分、微生物代謝物、微生物活性化資材など)

上記のように、主に化学的な資材ではなく有機的な資材が含まれていることがわかります。

現在、国産化に向けて新しいスタートアップ企業や食品、医薬品メーカー等がバイオスティミュラント資材の開発を進めております。

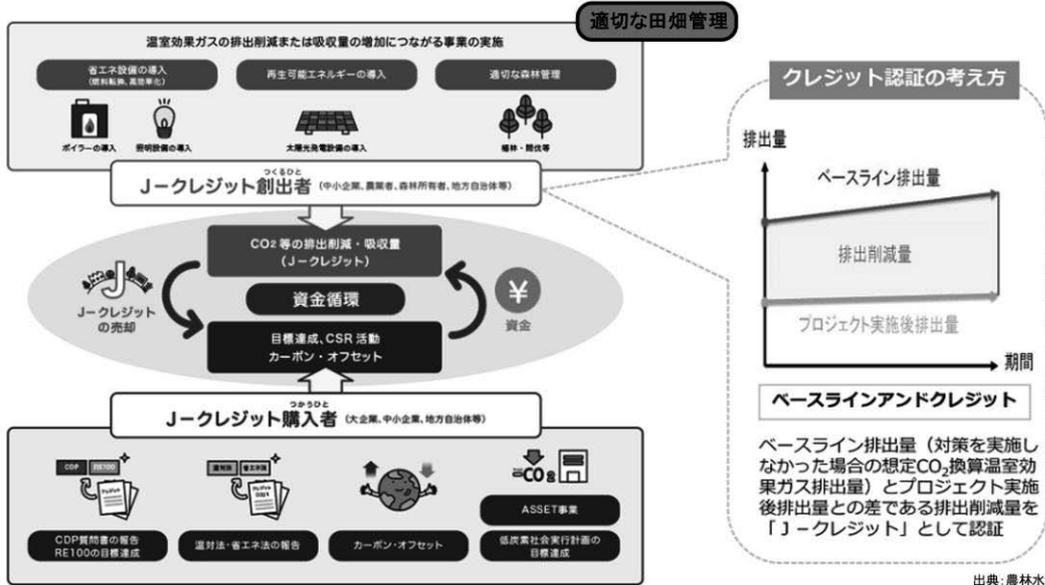
今後、有機JAS資材適合のBS資材が開発されていけば、有機農業にとって有益な資材の一つとして注目を浴びて行くことになるでしょう。

Jクレジットと農業

新たな収入源としての価値の創造

Jクレジット制度とは、クレジットを温室効果ガスをクレジットとして変換し、排出側が大企業等へ売却することで、売却益を得ることができます。

農 業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	令和5年4月施行
	家畜排せつ物管理方法の変更	
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	
	バイオ炭の農地施用	
	水稲栽培における中干し期間の延長	



7. Jクレジットと有機農業

農業者にとっての新たな収入源としてJクレジットが注目を浴びています。

Jクレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

現在、水稲栽培での中干しによる期間の延長を行うとメタンガスの排出を減らし温室効果ガスの抑制に寄与することとして令和6年4月より施行され実施しております。今後は様々な農業分野でのJクレジットの活用事例が増えて行くことが予想されます。

特に有機農業では炭を活用することで土壌の物理性の改善や病害虫の抑制等に活用できます。Jクレジットとしてのバイオ炭の農地利用が普及すれば農業者にとっての新たな収入源になることでしょう。

8. これからの有機農業に向けて

2021年の世界全体の有機農業取組面積は7,230万haで、1999年と比較すると約6,100万haも増加しています。今後も有機農業への関心は続くと見られ、日本の有機農業の取組面積は過去10年で5割程度拡大を続けており、農業分野においても重要な役割を担っていくことが示唆されます。

その上で安定的かつ持続的農業を進めて行くためには出口の確保が最も大切な要因となります。日本の有機農業を発展して行くためには海外輸出も視野に入れておくことが良いでしょう。例えば、アフターコロナ後のGDPを各地域別に比較してみると、世界的には2024年には3.0%と昨年一昨年と比較して横ばいでの成長率で推移するようです。ただし地域差があり、アメリカ、ヨーロッパ、中南米、中東等は一昨年に比べて成長率が鈍化していることが伺えます。ですがアジアの新興国やアフ

リカは微増または成長が今後も見込まれそうです。その上で有機農業の農産物を輸出して行くなれば、今後はアジアの新興国及びアフリカなどをターゲットとして輸出促進をして

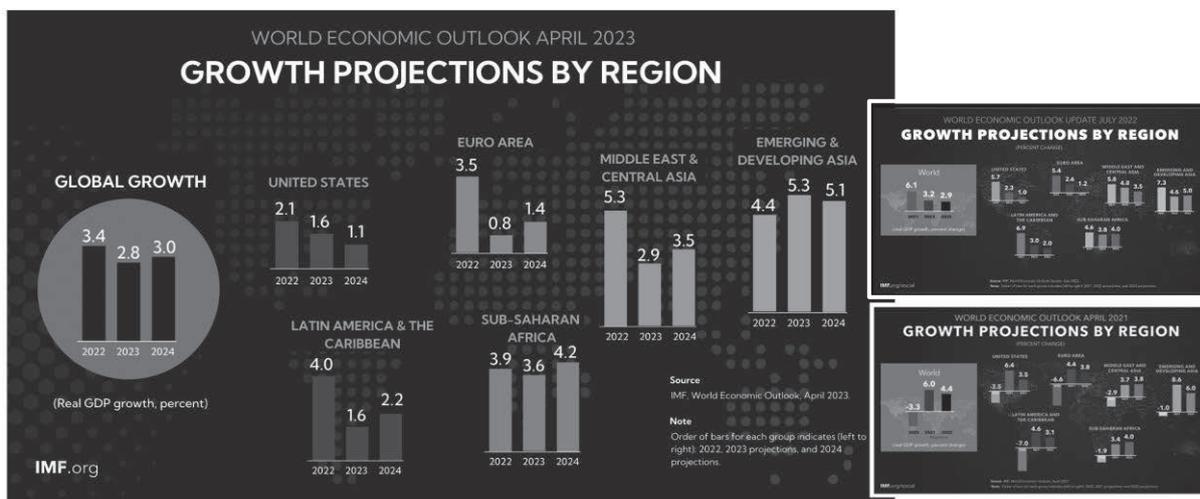
行くことが日本の有機農業の一助になるでしょう。まだまだ有機農業の課題は山積していますが、少しでもお役に立てれば幸いです。

アフターコロナ後の農業

今後の農業分野を考える



アフターコロナの経済から見た日本の農業の方向性



Copyrights © AGURI DESIGN COMPANY Co., Ltd. All rights reserved

告知

筆者 山下 雄 氏からのお知らせ

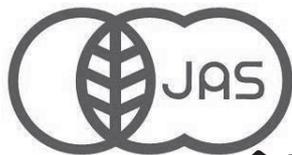
筆者が開催するオンライン講座です。
ご興味のある方は右の QR コードまたは下記メール宛にご連絡ください。



『アフターコロナ後の成功する農業経営のポイント』

農業は未来を担う重要な産業でありアフターコロナの新しい時代においても成功するためには新たな戦略と知識が不可欠です。このオンライン講座では、アフターコロナの時代における成功する農業経営のポイントを学ぶ機会を提供します。

onlineacademy@aguridesign.com オンライン講座希望とご記入ください



令和6年度

有機加工食品 JAS 講習会

小分け業者・輸入業者は農産物・畜産物も対象！
外国格付表示業者も対象！

有機酒類も
対象！



一般社団法人 日本農林規格協会

- JAS 法における有機食品検査認証制度では、有機加工食品の格付(または格付表示)を行う生産行程管理者・小分け業者・輸入業者の方々に対して、認証の技術的基準により、資格要件の一つとして講習会の受講が義務付けられております。
- 令和4年10月1日から有機酒類に有機 JAS マークの表示ができるようになりました。令和7年10月1日以降、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示するには、有機 JAS 認証を取得し、有機 JAS マークを付すことが必要です。
- 当協会では、別表の登録認証機関から、有機加工食品の JAS 規格に関する認証の技術的基準に基づき、資格要件を満たす講習会として指定を受けましたので、標記講習会を開催いたします。
- 有機 JAS 認証制度や有機加工食品についての勉強にもなりますので、ふるってご参加ください。

(注意) ・有機農産物の生産行程管理者は対象外です。

- ・小分け業者・輸入業者・外国格付表示業者の対象には有機農産物・有機加工食品・有機畜産物を含みます。
- ・輸入業者の方は、Web 参加のみのお申込みとなります。

▼ 開催日及び開催地

開催回	開催日	会場	所在地	定員(先着順)
第1回	令和6年 6月12日(水)	鉄鋼会館	東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 ※地図は受講票に記載します。	会場参加 20名
第2回	令和6年 11月6日(水)			Web参加 最大200名

▼ 受講料

参加方法	JAS 協会員	賛助会員	一般
会場参加	12,000 円	14,000 円	18,000 円
Web参加	17,000 円	19,000 円	23,000 円

- ・受講料は非課税で、テキスト代を含みます。
 - ・昼食は、当方では準備いたしませんので、各自でご負担ください。
- ※ 一旦納入頂いた受講料は、受講されなかった場合もご返金できませんので、あらかじめご了承ください。
その場合、代替者の方が受講されますようお願いいたします。

▼ 受講コース及び対象者

本講習会は、後半に業種ごとのコース分けを行います。ただし、輸入業者の受講希望者が5名に満たない場合はコース分けを行わない可能性があります。

受講コース	受講方法	受講対象者
Aコース	会場参加 又は Web参加 (Live配信)	生産行程管理者 (有機加工食品) : 生産行程管理責任者・格付担当者の方、又はその任を希望される方 小分け業者 (有機農産物・有機加工食品・有機畜産物) : 小分け責任者・格付表示担当者の方、又はその任を希望される方 外国格付表示業者 (有機農産物・有機加工食品・有機畜産物) : 受入保管責任者・外国格付表示担当者の方、又はその任を希望される方
Bコース	Web参加 (Live配信) 注: 後半、Zoom 利用あり	輸入業者 (有機農産物・有機加工食品・有機畜産物) : 受入保管責任者・格付表示担当者の方、又はその任を希望される方

※ 本講習会を修了された方は、上記の責任者及び担当者に対して認証の技術的基準で義務付けられている講習会の受講について、**別表**の認証機関へ申請するための資格要件を満たすことができます。

▼ 修了証書

修了者には各コースの修了証書を発行・発送いたします。

- ※ 講習会会場でのパソコンのご使用、録画・録音はお断りいたします。
- ※ 原則として、30分以上の遅刻・退席者には修了証書を発行できませんのでご注意ください。
- ※ 修了証書は、受講申込時の所在地のご住所あてにお送りいたします。

輸入業者は、
Web参加のみ。
Zoom利用で
質問しやすい!

受講者の声

- ・ JAS法の目的と変遷等 JAS法令の概要について非常に分かりやすかったです。
- ・ 有機加工食品の JAS制度の内容がよく理解できました。
- ・ 実務的な説明でわかりやすく説明していただけて良かったです。
- ・ 法的用語の理解しにくい部分を理解しやすい言葉で説明して下さい、助かりました。



▼ 日程表

時間	課 目	
9:30~10:00	(受付)	
10:00~10:15	(受講についての説明 ・ 事務局挨拶)	
10:15~11:45	① JAS法及び有機食品の検査認証制度 講師: 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 担当者	
11:45~12:45	(休憩 (各自で昼食))	
12:45~14:00	② 有機加工食品の日本農林規格及び認証の技術的基準 講師: 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 担当者	
14:00~14:15	(休憩)	
14:15~16:45 (途中15分間 休憩)	Aコース (生産行程管理者・小分け業者) ③ 各論 ・ 生産行程の管理または把握の方法及び格付の方法(外国格付表示を含む) ・ 小分けの方法及び格付の表示の方法 講師: 一般社団法人 日本オーガニック検査員協会 丸山豊 氏	Bコース (輸入業者) ③ 各論 ・ 輸入品の受入れ・保管の方法 及び格付の表示の方法 Zoom 使用 講師: 一般社団法人 日本オーガニック検査員協会 隈部順子 氏
16:45~17:00	(調査票記入 ・ 閉講)	

注: 講師及びプログラムは変更になる場合があります。

▼ Web 参加 (Live 配信) 受講についての注意

- ・インターネットに接続頂ける環境*が必要です。必ず事前に受講環境をご確認の上、通信費用はご負担ください。
* Web 参加の推奨環境は、ブラウザ (Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari)、インターネット接続速度 (推奨: 2Mbps以上、必須: 500kbps 以上)、OS (Windows10、パソコンメモリ4GB 以上) です。詳しくはホームページでご確認ください。
- ・テキストは、事前に郵送いたします。
- ・Web 参加用の URL は、開催日の 3 営業日前までにメールにてご連絡いたします。期日を過ぎても URL の連絡がない場合は、お手数ですが JAS 協会までご連絡ください。
- ・後半の **【Bコース】** (輸入業者) では、別途 Zoom を利用した講習を行いますので、Zoom で参加可能な PC (カメラ、マイク搭載) による参加必須です。

・**Web 参加者の修了条件** 出席の確認のため、以下の方法をとります。

講師が講義中にポイントとなるキーワードを説明しますので、専用用紙にキーワードをお控えいただき、講義終了時に専用用紙を FAX、または「**受講確認キーワード入力フォーム**」にキーワードをご入力いただくことで出席の確認とします。

▼ 申込方法及び支払方法

- ・受講申込書に必要事項をご記入のうえ FAX (03-3249-9388)、又は JAS 協会ホームページの専用フォーム (右下の QR コード) からお申込みください。**受講申込後2週間以内に、申込用紙に記載の口座あてに受講料をお振込みください (振込み手数料はご負担願います)。**
- ・貴社における銀行振り込み時に発行される明細書等をもって、お支払いに係る経理上の書類に代えさせていただきます。(請求書や領収書が必要な方は、別途お申し出ください。)
- ・入金確認後、**会場参加** には受講票を、**Web 参加 (Live 配信)** には受理メールをお送りします。

別表

当講習会を指定している登録認証機関一覧

登録認証機関名	所在地	電話番号
(一社) 日本農林規格認証アライアンス	東京	03-6429-9860
(一財) 日本穀物検定協会	東京	03-3668-0911
(一財) 日本食品分析センター	東京	03-3469-7132
(一社) 日本果汁協会	東京	03-6275-1762
(一財) 食品環境検査協会	東京	03-3522-2338
(公財) 日本食品油脂検査協会	東京	03-3669-6723
NPO法人 日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会	東京	03-3538-1851
エコサート・ジャパン(株)	東京	03-6222-8081
海外貨物検査(株)	東京	03-3669-5184
(有) リーファース	東京	03-6231-0839
NPO法人 有機農業推進協会	東京	03-5940-2313
NPO法人 鹿児島県有機農業協会	鹿児島	099-258-3374
(株)オーガニック認定機構	福岡	092-434-2245
NPO法人 みやざき有機農業協会	宮崎	050-8884-4010
宮崎県綾町	宮崎	0985-77-0100
NPO法人 高知県有機農業認証協会	高知	0880-29-2870

登録認証機関名	所在地	電話番号
NPO法人 愛媛県有機農業研究会	愛媛	0898-48-6326
NPO法人 徳島県有機農産物認証協会	徳島	088-678-5624
(一社) 岡山県農業開発研究所	岡山	086-957-2000
(一社) オーガニック認証センター	兵庫	078-366-5128
NPO法人 兵庫県有機農業研究会HOAS	兵庫	078-367-8567
NPO法人 有機農業認証協会	大阪	06-6330-0823
NPO法人 和歌山有機認証協会	和歌山	073-499-4736
SGSジャパン(株)	神奈川	050-3773-4525
ビューローベリタスジャパン(株)	神奈川	045-651-4770
(一社) 民間稲作研究所認証センター	栃木	0285-53-1198
NPO法人 赤とんぼ	新潟	0254-32-1320
(一財) 長野県農林研究財団	長野	026-236-2017
(公財) やまがた農業支援センター	山形	023-641-1105
(公財) 北農会	北海道	011-242-2285
(株) ACCIS	北海道	011-375-0123

※有機酒類認証を行っているかに関するご質問は、上記登録認証機関に直接お問合せ願います。

令和 6 年 3 月現在 31 機関による指定

▼ 問合せ先 (一社) 日本農林規格協会 (JAS 協会)

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 15-12 八重洲カトウビル 4F
 TEL 03-3249-7120 FAX 03-3249-9388
 E-mail jas5@jasnet.or.jp
 ホームページ <http://www.jasnet.or.jp>



申込フォーム QR コード



▼ ご連絡先（受講票、修了証書の送付先になります）

申込フォーム QR コード

所在地	〒 ー			
事業所名(あて先)	(ご担当者名)			
JAS 協会 会員番号			TEL	ー ー
			FAX	ー ー

・会員番号の欄には、JAS協会会員の場合のみご記入ください。
記入の際はJAS協会会員名簿を参照のうえ、5桁の番号(例 12-345)をお願いします。

▼ お申込み開催回

第1回	第2回
令和6年6月12日(水)	令和6年11月6日(水)

▼ 受講者名など

フリガナ 氏名	希望する受講コース/受講方法について、 1~3から一つを選んで○で囲んで下さい。
① フリガナ メールアドレス: @	1. <input checked="" type="checkbox"/> Aコース 生産行程・小分け/ <input checked="" type="checkbox"/> 会場参加 2. <input checked="" type="checkbox"/> Aコース 生産行程・小分け/ <input type="checkbox"/> Web参加(Live配信) 3. <input type="checkbox"/> Bコース 輸入業者 / <input type="checkbox"/> Web参加(Live配信)
② フリガナ メールアドレス: @	1. <input checked="" type="checkbox"/> Aコース 生産行程・小分け/ <input checked="" type="checkbox"/> 会場参加 2. <input checked="" type="checkbox"/> Aコース 生産行程・小分け/ <input type="checkbox"/> Web参加(Live配信) 3. <input type="checkbox"/> Bコース 輸入業者 / <input type="checkbox"/> Web参加(Live配信)

注:読みやすく、正確なご記入にご協力ください。

▼ 受講料(非課税) (会員料金でお申込みの場合は、上記ご連絡先の会員番号を必ずご記入ください。)

受講方法	JAS 協会員	賛助会員	一般	合計金額
<input checked="" type="checkbox"/> 会場参加	12,000 円 × ___ 人	14,000 円 × ___ 人	18,000 円 × ___ 人	_____ 円
<input type="checkbox"/> Web参加(Live配信)	17,000 円 × ___ 人	19,000 円 × ___ 人	23,000 円 × ___ 人	

▼ 受講料支払い方法 (振込手数料はご負担願います。)

* 受講申込書の送信後 2週間以内にお振込ください。	三菱 UFJ 銀行 虎ノ門支店 (普通) 4215691 シャ)ニホンノウリンキカクキョウカイ 振込予定日 令和 年 月 日 振込予定
-------------------------------	---

▼ 申込み・問い合わせ等

一般社団法人 日本農林規格協会(〒103-0026 東京都中央区日本兜町 15-12 八重洲カトウビル 4F)
TEL 03-3249-7120 FAX 03-3249-9388 E-mail jas5@jasnet.or.jp

2021年8月1日、JFS-A/B 適合証明プログラムに基づく監査会社として食品安全マネジメント協会に登録されました。

JFS-A/B 適合証明プログラムに基づく監査及びコンサルティングは、加工油脂及び植物油脂類の HACCP 構築支援 20 年以上の歴史がある弊会にぜひご相談ください。

私たちは、
未来を見つめて
分析に取り組んでいます。



農林水産省 登録認証機関
ISO/IEC17025 認定機関
JFSM 登録監査会社(JFS-A/B 規格)



(本部) 東京都中央区日本橋浜町 3-27-8 日本マーガリン会館内
TEL : 03-3669-6723 FAX : 03-3669-1019
(大阪検査所) 大阪府大阪市北区天神橋 3-8-9 新末広ビル内
TEL : 06-6358-6414 FAX : 06-6358-6454

公益財団法人 日本食品油脂検査協会 <https://www.syken.or.jp>

営業許可のHACCPの義務化で必要な「衛生管理計画書」を作成いたします。

1. 保健所さんとの対応が楽くなります。
2. これがあるとHACCP義務化の法令順守となります。
3. 従業員さん教育の根拠となります。
4. 税込み33,000円でお引き受けしております。
5. Zoomでの対応もしております。



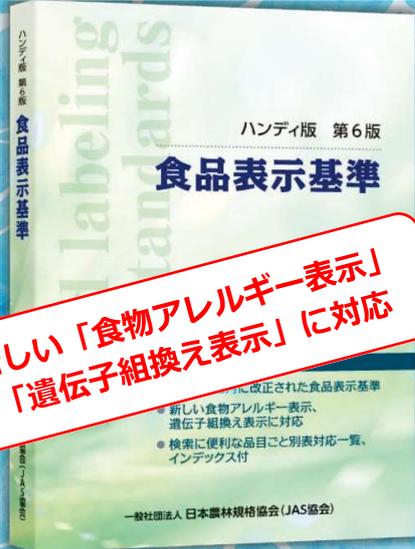
マトハヤ・フーズコンタクト株式会社

法令制度テクニカルアドバイザー

代表取締役 的早 剛由 (まとはやたけよし)

元農林水産消費技術センター主任調査官

〒701-1351 岡山県岡山市北区門前 232-9
TEL.086-287-8567 FAX.086-201-0540
携帯 : 080-3051-1897
E-mail : mfc@matohaya.jp
<http://www.matohaya.jp>



「ハンディ版 食品表示基準」の改訂第6版が、新たに品目ごと別表対応一覧を追加して登場です。

利用者の声

「最新のルールを活用しやすく掲載！
今や”食品表示のバイブル”として現場で離せない存在です。」

公立大学法人宮城大学 名誉教授 池戸 重信 様
(JAS協会 食品製造業品質管理担当者等
一般講習会 講師)

A5判 本文 375頁 定価：3,500円(税込)
・会員割引、10冊以上おまとめ割引がございます。
・送料は、別途実費で頂戴いたします。

発行販売 一般社団法人日本農林規格協会
☎ 03-3249-7120

JAS協会 **検索**

JASマークは 安全・安心の認証マーク

一般社団法人 日本農林規格協会(JAS協会)

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15番12号 八重洲カトウビル4階
Tel.(03)3249-7120 Fax.(03)3249-9388
Eメールアドレス jas@jasnet.or.jp
ホームページアドレス http://www.jasnet.or.jp